

第 3 章

平成27年度事業実績

平成27年度県南保健福祉事務所事業体系

大項目	中項目	小項目	事業名
I 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進			
	(1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進 (健康増進課)		
		①	避難者健康支援事業
		②	被災市町村連絡会等
	(2) 飲用水及び食品等の安全性の確保 (衛生推進課)		
		①	飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査
		②	食品中の放射性物質対策事業
II 全国に誇れる健康長寿の県づくり			
	(1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進		
	ア	健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進 (健康増進課)	
		①	健康増進事業
		②	県南の地域・職域連携推進事業
		③	健康長寿をめざした県民運動推進事業
		④	福島県がん検診受診率向上等推進事業
	イ	薬物乱用の防止 (医事薬事チーム)	
		①	薬物乱用防止事業
		②	指導取締事業
	ウ	こころの健康づくり (障がい者支援チーム)	
		①	ひきこもり・心の健康相談事業
		②	ひきこもり家族教室
	エ	自殺対策 (障がい者支援チーム)	
		①	自殺対策関連事業
	(2) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進		
	ア-1	喫煙対策の推進 (健康増進課)	
		①	受動喫煙防止対策・禁煙の推進
		②	喫煙の害に関する情報提供・普及啓発等の実施
	ア-2	歯科保健対策の推進 (健康増進課)	
		①	市町村歯科保健強化推進事業
		②	ヘル歯ーケア推進事業
		③	地域歯科保健活動推進事業
		④	幼児う蝕予防対策推進事業
	イ	保健医療福祉における研修の推進 (総務企画課)	
		①	地域保健福祉活動推進研修
		②	保健師現任教育
	(3) 地域包括ケアシステムの構築 (総務企画課、高齢者支援チーム、医事薬事チーム)		
		①	在宅医療・介護連携の推進
	(4) 健全な食生活を育むための食育の推進 (健康増進課)		
		①	食環境整備事業
		②	食育推進事業
		③	特定給食施設管理事業
		④	健康づくり・栄養改善対策
		⑤	栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業
		⑥	地区組織育成支援事業

大項目	中項目	小項目	事業名
	(5)	感染症対策の推進（感染症予防チーム）	
		ア	感染症対策の推進 ① 平常時対策 ② 感染症患者発生時対策 ③ 感染症発生動向調査 ④ エイズ等予防対策 ⑤ 肝炎治療特別促進事業 ⑥ 予防接種普及事業
		イ	結核対策の推進 ① 結核健康診断 ② 結核医療事業 ③ 結核患者管理事業 ④ 結核対策特別促進事業
Ⅲ 地域医療の再生			
	(1)	医師、看護師等の確保と資質の向上（総務企画課）	
		ア	地域医療体験研修事業
		イ	保健医療福祉の人材確保 ① 医師臨床研修「地域保健・医療」研修 ② 実習生に対する教育・実習指導
	(2)	安全・安心な医療サービスの確保	
		ア	地域医療体制の整備（医事薬事チーム） ① 医療安全対策 ② 医療機関監視指導事業 ③ 医療法等に基づく許認可事務
		イ	救急医療体制の整備（医事薬事チーム） ① 初期救急医療体制の整備 ② 第二次救急医療体制の整備 ③ 県南地域救急医療対策協議会
		ウ	難病対策の推進（健康増進課） ① 特定疾患治療研究事業 ② 特定医療費支給認定事務 ③ 指定医・指定医療機関等の指定申請事務 ④ 難病在宅療養者支援体制整備事業 ⑤ 遷延性意識障害者治療研究事業 ⑥ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ⑦ 原子爆弾被爆者対策事業 ⑧ 石綿による健康被害・救済給付事業
		エ	献血者の確保（医事薬事チーム） ① 献血推進事業 ② 移植医療の推進
	(3)	医薬品の有効性・安全性の確保（医事薬事チーム）	
		ア	医薬分業の適正な推進 ① 医薬分業の推進
		イ	医薬品等の適切な使用、安全性の確保 ① 薬事監視 ② 医薬品医療機器等法等許認可事務 ③ 毒物劇物による危害の防止

大項目	中項目	小項目	事業名
IV 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり			
		(1)	子育て支援サービスの充実（児童家庭支援チーム）
			① 認可保育所の状況 ② 認可外保育施設の状況 ③ 地域保育施設助成事業
		(2)	子どもの健全育成のための環境づくりの推進（児童家庭支援チーム）
			① 児童福祉（保育関係）行政調査指導 ② 保育所指導監査、認可外保育施設調査
		(3)	子育て家庭の経済的支援（児童家庭支援チーム）
			① 児童手当の支給状況 ② 多子世帯保育料軽減事業
		(4)	援助を必要とする子どもや家庭への支援（児童家庭支援チーム）
	ア		障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実
			① 慢性疾患児地域支援事業 ② 発達障がい児支援者スキルアップ事業 ③ 医療援護事業（養育医療給付） ④ 小児慢性特定医療支援 ⑤ 身体障がい児（者）の親の集い支援
	イ		子どもの権利擁護の推進
			① 要保護児童対策の推進
	ウ		ひとり親家庭の支援
			① 母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援
		(5)	妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保（児童家庭支援チーム）
			① 先天性代謝異常等検査事業 ② 新生児聴覚検査支援事業 ③ 特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業 ④ 女性の健康支援事業
		(6)	次代の親を育成するための環境づくりの推進（児童家庭支援チーム）
			① 県南地域思春期保健対策推進事業
V ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進			
		(1)	人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進（総務企画課、高齢者支援チーム）
			① 県南地域保健医療福祉協議会 ② 社会関係及び保健衛生統計調査 ③ 社会福祉法人監査 ④ 高齢者福祉計画等の推進
		(2)	誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進 （総務企画課、高齢者支援チーム）
			① “ひがししらかわ”医療人育成支援事業 ② 老人クラブ活動等事業 ③ 民生委員・児童委員の活動支援
		(3)	生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進（高齢者支援チーム）
			① 百歳高齢者知事賀寿事業
		(4)	高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実（高齢者支援チーム）
			① 地域支援事業 ② 介護保険の認定 ③ 介護保険法事業者指定 ④ 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査 ⑤ 老人福祉施設の運営指導及び監査 ⑥ 介護保険業務技術的助言（地域支援事業を含む）

大項目	中項目	小項目	事業名
		(5)	地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援（障がい者支援チーム）
		ア	障がい者の地域生活移行の促進 ① 県南障がい保健福祉圏域計画の推進 ② 県南地域生活移行圏域連絡会の設置 ③ 精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修 ④ 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会
		イ-1	人権への配慮と医療の確保 ① 精神障がい者の措置入院等 ② 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査
		イ-2	在宅福祉サービスの充実 ① 重度障がい者支援事業 ② 特別障害者手当等の支給事業 ③ 自立支援給付費負担金関係事業 ④ 福島県地域生活支援事業費補助金
		イ-3	総合療育体制の推進 ① 障がい児（者）地域療育等支援事業 ② 発達障がいサポートコーチ事業
		(6)	DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援（児童家庭支援チーム、高齢者支援チーム）
			① 女性相談支援事業 ② 配偶者暴力相談支援事業
		(7)	生活支援の充実（生活保護課）
			① 生活保護の適正実施
VI 誰もが安全で安心できる生活の確保			
		(1)	ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進（高齢者支援チーム）
			① おもいやり駐車場利用制度推進事業 ② 「福島県やさしさマーク」交付事業
		(2)	生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上（環境衛生チーム）
			① 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業 ② 環境衛生確保対策事業 ③ 家庭用品安全対策試買検査事業 ④ ねずみ・衛生害虫等の駆除相談事業 ⑤ 衛生講習会の事業 ⑥ 温泉保護対策事業
		(3)	安全な水の安定的な供給（環境衛生チーム）
			① 水道施設等の整備に関する指導事業 ② 水道施設等の衛生指導事業（放射性物質のモニタリング検査）
		(4)	食品等の安全性の確保（食品衛生チーム）
			① 食品営業許可施設等の監視指導事業 ② 食品の安全対策事業
		(5)	人と動物の調和ある共生（食品衛生チーム）
			① 市町村の畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の支援、指導事業 ② 犬による危害防止、適正飼養指導事業 ③ 飼い犬等のしつけ方教室事業 ④ 動物の譲渡事業 ⑤ 小学校への獣医師派遣事業 ⑥ 動物取扱業者指導事業
		(6)	健康危機管理体制の強化（医事薬事チーム）
		ア	災害時医療体制の充実 ① 災害時の救急連絡網の作成・配布 ② 災害時用の医療資器材の保管管理 ③ 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

I 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

I-1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進

1 避難者健康支援事業

心のケアセンターや社会福祉協議会、相談支援専門職チーム等関係機関との連携のもとに、借上げ住宅及び仮設住宅入居者等に対する訪問及び健康相談活動等を実施しました。

(1) 仮設住宅等入居者支援

ア 健康教室等の支援（対象：仮設住宅、借り上げ住宅入居者）

○双葉町

開催場所：双葉町仮設住宅集会所

開催回数：30回

参加人数：実 52人 延 435人

内容：運動、健康づくり、栄養・食生活等

従事者：当所職員 5人

（内訳：保健師3人、管理栄養士1人、その他1人）

被災者健康サポート事業職員 27人

○白河市社会福祉協議会

開催場所：中田仮設住宅集会所

開催回数：1回

参加者：実 8人 延 8人

従事者：被災者健康サポート事業職員 1人

イ 仮設住宅入居者個別相談（訪問）

延件数：延 1人（内訳：浪江町 1人）

(2) 借上住宅入居者支援

ア 健康教室等への支援

○県南地域に避難している男性への健康支援（男遊クラブ）

開催場所：白河市産業プラザ人材育成センター等

開催回数：11回

参加者：実 22人 延 115人

内容：運動、健康づくり、栄養・食生活、交流支援等

従事者：当所職員 10人

（内訳：保健師2人、管理栄養士5人、歯科衛生士2人、その他1人）

被災者健康サポート事業保健師 12人

○浪江町ロコモ教室

開催場所：白河市産業プラザ人材育成センター等

開催回数：8回

参加者：実 17人 延 82人

従事者：被災者健康サポート事業職員 8人

イ 借り上げ住宅入居者個別相談（訪問）

訪問対象者数：473人（内訳：双葉町5人、浪江町412人、南相馬市56人）

訪問延件数：494人

従事者数：114人（被災者健康サポート事業保健師）

ウ 借り上げ住宅入居者個別相談（電話）

延件数：60人（被災者健康サポート事業保健師 9人）

(3) 子ども健やか訪問事業（被災した子どもの健康生活支援対策等総合支援事業）

対象者：1歳児、4歳児、小学1年生、前年度継続者 19人

対応状況：訪問 延17人（南相馬市5人、富岡町5人、大熊町1人、浪江町6人）

電話 延25件、文書等 延9件

従事者：4人（当所職員及び雇い上げ助産師）

2 被災市町村連絡会等

被災者の健康支援を被災市町村等との緊密な連携のもとに継続的に実施するため、連絡会及び打合せを行いました。

(1) 被災市町村連絡会・打合せ等 延 17 回

県南地域被災者健康支援連絡会：1回

双葉町：11回、浪江町：3回、富岡町：2回

(2) ふくしま心のケアセンター県南方部センター打合せ：2回

I - 2) 飲用水及び食品等の安全性の確保

1 飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査

市町村を經由し飲用井戸の所有者から依頼のあった飲用井戸水の放射性物質検査を行い、飲料水の安全確保に努めました。

なお、これまでに基準値（10Bq/kg）を超過したものはありません。

実施期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

実施数 4 検体

検査結果 すべて ND（検出限界 1Bq/Kg）

2 食品中の放射性物質対策事業

県内産農林水産物等を原材料とする加工食品等の放射性物質検査を行い、基準値を超える食品の流通防止を図るとともに、食品の安全確保に努めました。

なお、平成 27 年度において、基準値を超過したものはありません。

実施期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

実施数 772 検体

基準値超過数 0 検体

II 全国に誇れる健康長寿の県づくり

II - 1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

II - 1) - ア 健康ふくしま 21 県民健康づくり運動の推進

1 健康増進事業

(1) 市町村健康増進計画策定支援等

（根拠）健康増進法第 8 条

市町村の健康づくりの基本方針である健康増進計画の策定について、未策定市町村へ対し、策定の働きかけ及び策定の支援を行いました。

また、第二次計画策定の市町村に対し支援を行いました。

- ・未策定市町村：2村（泉崎村、中島村）
- ・第二次計画策定市町村：3町（矢吹町、棚倉町、矢祭町）

＜参考＞健康増進計画策定状況(平成27年度末現在) 策定済み：7市町村

市町村名	健康増進計画	第二次健康増進計画
白河市	平成16年度～平成25年度	平成26年度～平成35年度
西郷村	平成15年度～平成19年度	平成26年度～平成29年度
泉崎村	未策定	
中島村	未策定	
矢吹町	平成22年度～平成26年度	平成27年度～平成31年度
棚倉町	平成18年度～平成27年度	平成27年度～平成31年度
矢祭町	平成22年度～平成26年度	平成27年度～平成31年度
塙町	(第二次として作成)	平成26年度～平成30年度
鮫川村	平成22年度～平成26年度	平成25年度～平成34年度

(2) 市町村健康づくり推進協議会に対する支援

各市町村が設置する市町村健康づくり推進協議会から委員と委嘱されている市町村に出席し、健康づくり施策への助言等を行いました。
白河市2回、西郷村1回、矢吹町1回、棚倉町2回

(3) 健康増進事業費補助事業

市町村が住民の健康の向上のため実施する健康増進事業の補助事業で、計画書及び実績等の確認・進達事務を行いました。(補助率2/3)

2 県南の地域・職域連携推進事業

(根拠) 地域保健法第4条、健康増進法第9条、県南の地域・職域連携推進協議会設置要項

地域保健と職域保健が連携し、生涯を通じた継続的な保健サービスを提供する体制の整備を図りました。

(1) 県南の地域・職域連携推進協議会の開催

日時：平成27年7月28日(木) 14:00～16:00

場所：白河市立図書館 地域交流会議室 小会議室1・2

参加人数：構成機関19名 事務局3名 計22名

議題：①情報提供「職域保健・地域保健の健康づくり事業」について

- ・全国健康保険協会福島支部の状況
- ・白河地域産業保健センターの状況
- ・福島県国民健康保険団体連合会の状況

②協議「職場の健康づくりガイドライン」について

③地域・職域連携推進事業について

平成26年度事業報告・平成27年度事業計画(案)

④労働衛生週間・健康増進月間における健康づくりの取組について

(2) 連携事業の実施

ア 働く人の健康づくり担当者研修会の開催

日時：平成27年9月8日(火) 14:00～16:00

場所：矢吹町保健福祉センター

参加者：県南管内の中小企業の健康づくり担当者 28名(22事業所)

内容：講話1「職場の健康づくりの進め方」

講師 協会けんぽ福島支部 職員
講話2 「職場における健康管理と健診後のフォローについて」
講師 白河地域産業保健センター 職員
説明 「福島県の生活習慣病等の状況について」
説明者 県南保健福祉事務所 職員

イ 健康情報の普及啓発

- ・広報誌「職場の健康ニュースNo.6」の作成・配付 7,500部
- ・ホームページの更新 等

3 健康長寿をめざした県民運動推進事業

「福島県がん対策の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、県民が、がん対策に関する理解と関心を高め、主体的かつ継続的に活動ができるよう、地域の特性に応じた普及啓発を推進し、県民のがん予防等に取り組む気運の醸成とがん対策の一層の推進を図ることを目的とし、各事業を行いました。

(1) 働く世代の健康づくり研修会

日 時：平成 28 年 2 月 25 日（木）13:30～15:30

場 所：白河市立図書館 地域交流会議室

参集者：事業所特定給食施設の健康管理者及び給食業務従事者 14 名

管内市町村の健康づくり担当者 3 名、事務局 4 名 計 21 名

内 容：報告「事業所特定給食施設における健康と食生活の実態（第 2 報）」

報告者 県南保健福祉事務所 職員

説明「がん検診・特定健診について」

説明者 県南保健福祉事務所 職員

講話「働く世代の健康管理・健康づくり」

講 師：白河厚生総合病院長 前原和平氏

(2) 「健康長寿」啓発事業

①各普及月間等に合わせたのぼり旗の掲示・チラシ等の配布・ホームページへの情報掲示等による啓発

②普及啓発のための啓発媒体の貸し出し

(3) 受動喫煙防止事業

①公共施設（市町村庁舎等）の現地調査（一酸化炭素濃度測定）及び助言

ア 実施月：平成 27 年 7～8 月

イ 対 象：管内 9 市町村

ウ 内 容：市町村庁舎の現地調査及び施設内分煙となっている 2 市町（白河市、矢吹町）を対象とした空気環境調査等の実施

②公共施設における受動喫煙防止対策研修会の開催

ア 日 時：平成 27 年 9 月 1 日（木）10:00～11:50

イ 場 所：白河市立図書館 地域交流会議室

ウ 参集者：管内市町村の労働安全衛生管理者及び庁舎管理担当者 16 名、子どもの受動喫煙防止サポーター 8 名、事務局 5 名 計 29 名

エ 内 容：講演「知っているようで知らないたばこの話～受動喫煙の害について～」

講師 白河市表郷クリニック 院長 村松 康成氏

報告・第二次健康ふくしま 21 計画の喫煙対策について

・効果的な受動喫煙防止対策について

報告者 県南保健福祉事務所 職員

③禁煙に取り組んでいる飲食店の調査・登録及び公表

うつくしま応援店登録のうち、禁煙に取り組んでいる飲食店をホームページで公表しました。

4 福島県がん検診受診率向上等推進事業

(1) 受診啓発強化支援事業

市町村が、がん検診等の受診率向上のため、ソーシャル・マーケティングを活用した個別受診勧奨等を実施する場合の補助事業で、計画書及び実績等の確認・進達事務を行いました。

実施市町村：白河市、西郷村、泉崎村、棚倉町、塙町

Ⅱ－1) ーイ 薬物乱用の防止

1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用防止教室への講師派遣による啓発を実施しました。

(1) 薬物乱用防止教室（出前講座）による講師派遣

(根拠) 県南保健福祉事務所「出前講座」実施要領

■薬物乱用防止教室講師派遣状況

実施校		受講者数
小学校	14校	587人
中学校	10校	1,876人
高校	5校	1,263人
その他	5校	229人
計	34校	3,955人

(2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

(根拠) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師等からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会（白河地区指導員30名・東白川地区指導員27名）、高校生及びボランティア団体の協力を得て街頭キャンペーンを行い、地域に根ざした街頭啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区
実施月日・場所	6月27日(土) 白河市	7月1日(水) 棚倉町

(3) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

(根拠) 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動の展開に向けての技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	平成27年6月8日(月)	平成27年6月10日(水)

イ 研修会の開催

薬物乱用防止指導員を対象に両地区薬物乱用防止指導員協議会と共催で研修会を開催しました。

開催日 平成28年2月29日(月) 白河市産業プラザ 人材育成センター研修室

内容 「ダルクからのメッセージ」

講師 磐梯ダルクリカバリーハウス職員

(4) 各種運動の実施

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施(5月15日～7月31日)

(根拠) 不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

啓発活動を行うとともに不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けし・大麻を抜去しました。

- ・抜去本数 けし 1, 983本 (3件)
- イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施 (10月1日～11月30日)
(根拠) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱
関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

2 指導取締事業

(1) 麻薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 38件

■麻薬取扱者数

平成28年3月31日現在

卸売業者	小売業者	施用者	管理者	研究者	施用施設	合計
3	37	161	15	1	50	267

(2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

(根拠) 覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤等取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

- ・立入検査 63件

■覚せい剤等取扱者数

平成28年3月31日現在

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	※224	202

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局 (197) 含む

(3) 向精神薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 71件

■向精神薬取扱者数

平成28年3月31日現在

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	1	※225	224

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局・卸

(4) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

ア 麻薬免許事務件数

- ・免許申請 116件
- ・免許証記載事項変更届 22件
- ・業務廃止届 32件

イ 麻薬廃棄等届出件数

- ・麻薬事故届 12件
- ・調剤済麻薬廃棄届 33件
- ・麻薬廃棄届 12件

(5) 覚せい剤取締法に基づく覚せい剤取扱指定等事務

- ・覚せい剤原料廃棄届 5件

Ⅱ-1) -ウ こころの健康づくり

1 ひきこもり・心の健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコール、自殺に関することなど様々な心の問題に対して、心の健康相談窓口を設置し、精神科嘱託医及び保健師が相談に応じるとともに、精神障がい者と医療機関の結びつけ、早期治療の促進、精神障がい者を持つ家族への対応に関する助言等を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口に併せて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期発見を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

相談区分	開催回数	相談人数(人)			
				うちひきこもり相談	
		実人数	延人数	実人数	延人数
心の健康相談 *	12	22	22	9	9
その他来所相談	随時	31	75	1	4
所外相談	随時	1	2	0	0
電話相談	随時	103	350	4	7
家庭訪問	随時	9	19	1	1
	計	166	468	15	21

注1) *精神科医による相談

注2) 「相談人数」の「実人数」について、1人の相談者が2種類以上の「相談区分」で相談実績がある場合(ex.その他来所相談&電話相談)、本当の実人数を把握するため一番上の相談区分(ex.その他来所相談)のみに計上しています。

2 ひきこもり家族教室

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

ひきこもりに悩む家族に集まる場を提供し、家族同士で話し合い、学び合うことで家族の心理的な安定を図り、ひきこもりへの対応能力を高めることを目的にひきこもり家族教室を実施しました。

開催日時・場所	主な内容	講師	参加者数	
			実	延
平成27年 11月20日(金) 13:30~16:00 県南保健福祉 事務所	・講話「ひきこもりについて」 ・交流会	・精神保健福祉センター 所長 畑 哲信 氏	12	12
平成27年 11月27日(金) 13:30~16:00 県南保健福祉 事務所	・講話「ひきこもり家族教室 家族のかかわりを中心に」 ・交流会	・針生ヶ丘病院 臨床心理士 本間 真氏	4	9
平成27年 12月11日(金) 13:30~16:00 県南保健福祉 事務所	・講話「ストレスについて～ 家族自身の生活を豊かに する～」 ・交流会	・針生ヶ丘病院 臨床心理士 本間 真氏	6	12

合 計	22	33
-----	----	----

※対象者：「ひきこもり」の状態にある者の家族等及び関係機関。

Ⅱ-1) -エ 自殺対策

1 自殺対策関連事業

(根拠) 福島県自殺対策推進行動計画

自殺者の減少に向けて「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき、自殺予防に関する普及啓発の推進、地域の人材育成、市町村の自殺対策への支援等を実施しました。

(1) 自殺予防セミナー（メンタルヘルスセミナー）の開催

働き盛り世代（特に50代）の自殺者が増加していることから、中小企業の福利厚生担当者等を対象としたセミナーを開催しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者
平成27年 12月3日（木） 13:30～15:30 白河市立図書館	講演「ストレスチェック制度について」 講師 産業保健総合支援センター 産業保健相談員 宗像 正行氏 講演「職場でのメンタルヘルスについて」 講師 星ヶ丘病院 沼田 吉彦院長	中小企業福利厚生担当者、健康づくり担当者	76名

(2) 自殺対策緊急強化基金事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業実施要綱

自殺者数の減少を図るため、追い込まれた人に対する相談体制の整備やゲートキーパーとなる人材の育成等により、地域における自殺対策の強化を推進しました。

ア 普及啓発事業

一般住民に対して、自殺や心の健康等に関する正しい知識や各種相談窓口の普及のため、自殺予防街頭キャンペーンを実施しました。

開催日時	場 所	主な内容	資料等配布数	備 考
平成27年 9月11日（金） 10:00～12:00	イオン白河西郷店 正面入り口、東口	啓発資料の配布、呼びかけ、のぼり旗設置	500部	西郷村からの協力依頼あり
平成27年 9月18日（金） 16:30～17:45	ヨークベニマルメガステージ白河店、マツモトキヨシメガステージ白河店	啓発資料の配布、呼びかけ、のぼり旗設置	800部	白河市と共催
平成27年 3月2日（水） 7:00～8:00	新白河駅正面入り口付近	啓発資料の配布、呼びかけ、のぼり旗設置	500部	白河市と共催

イ 市町村人材育成事業

自殺の徴候を発見し、自殺を予防する人材（ゲートキーパー）を育成するため、研修会を開催しました。

開催日時・場所	主 な 内 容	対象者	参加者
平成28年 1月22日（金） 14:00～16:00 白河合同庁舎会議室	講演「被雇用者のメンタルヘルスについて～ 気づき、つながり、守るために～」 講師 あさかホスピタル 精神科医 武士 清昭 氏 臨床心理士 飯塚 倫子 氏	中小企業福 利厚生担当 者、健康づく り担当者	31人

ウ 市町村自殺対策緊急強化支援事業

（根拠）福島県自殺対策緊急強化基金事業補助金交付要綱

地域における自殺対策を緊急に強化するため必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援するため、補助金を交付しました。

- ・補助金交付市町村数 9市町村
- ・補助金交付額 4,060,899円

エ 家族のためのうつ病教室

うつ病の方の家族に対して、うつ病の基礎知識や対応方法の基本などの必要な情報を伝えるとともに、自身の健康に目を向ける機会や家族同士の気持ちを分かち合う場を提供すること、また家族の支える力を高めることを目的として、家族のためのうつ病教室を開催しました。

開催日時・場所	主な内容	参加者数	
		実	延
平成27年 11月13日（金） 13:30～16:00 県南保健福祉事務所	・講話「うつ病の基礎知識」 講師 矢吹病院 横山 昇 院長 ・家族交流会	25 うち交 交流会 3	25 うち交 交流会 3
平成27年 11月26日（木） 13:30～16:00 県南保健福祉事務所	・講話「うつ病の方への対応について」 講師 すがのクリニック 大島秀之 氏 ・家族交流会	1	3
平成27年 12月9日（水） 13:30～16:00 県南保健福祉事務所	・講話「うつ病の方と生活するために必要なこと」 講師 すがのクリニック 大島秀之 氏 ・家族交流会	2	3
合 計		28	31

（3）市町村自殺対策担当者会議

管内市町村の自殺対策の推進を図るため、自殺対策に関する情報提供及び市町村との情報交換等を実施しました。

ア 日 時 平成27年8月21日（金） 13:30～15:00

イ 場 所 県南保健福祉事務所 会議室

ウ 参集者 管内市町村自殺対策担当者

- エ 内 容
- ① 福島県及び県南管内の自殺の現状
障がい者支援チーム 保健技師 伊藤真衣
 - ② 福島県自殺対策緊急強化基金事業について
障がい福祉課 菅野 孝 主任主査
 - ③ 自殺対策の取り組みに関する情報交換
各市町村

Ⅱ－２） 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進

Ⅱ－２）－ア－１ 喫煙対策の推進

（根拠）健康増進法第 25 条

「第二次健康ふくしま 21 計画」の推進項目である喫煙対策について、成人の喫煙率の減少及び受動喫煙の防止に重点を置いた対策を推進しました。

1 受動喫煙防止対策・禁煙の推進

（１）公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査

管内市町村における喫煙対策の推進やその支援を図るため、公共施設における煙化実態調査を実施しました。（参照資料編 表 1）

（※加えて、前述のとおり「健康長寿をめざした県民運動推進事業」の一環として、実地調査や研修会を実施し、公共施設の受動喫煙防止対策を推進しました。）

（２）子どもの受動喫煙防止サポーター支援事業

子どもの受動喫煙防止を推進するため、当所で認定したサポーター等に対し、受動喫煙防止に関する知識を再確認し、自主的な活動が展開できるようスキルアップを目的に研修会を開催しました。

○子どもの受動喫煙防止サポーター支援研修会の開催

ア 日 時：平成 27 年 11 月 18 日（水）14:00～15:50

イ 場 所：白河合同庁舎 大会議室

ウ 参加者：既認定サポーター、市町村、保育・幼稚園、事務局 計 23 名

エ 内 容：①講話「子どもの受動喫煙防止のために」

講師 県南保健福祉事務所 職員

②報告「市町村の母子保健事業における喫煙実態調査について」

報告者 県南保健福祉事務所 職員

③活動報告「矢祭町の受動喫煙防止への取組」

報告者 矢祭町役場職員

④情報提供 貸出物品及び普及啓発用資材の紹介

（３）市町村の母子保健事業における喫煙実態調査

県南地域における乳幼児をもつ母親及びその家族の喫煙の実態を把握するため、調査を行いました。

①標記調査の実施

ア 時 期：平成 27 年 5 月～9 月

イ 対 象：市町村が実施している母子保健事業に参加した母親

ウ 内 容：喫煙に関するアンケート調査

（質問紙票による記述式調査及び問診時の聞き取り調査）

②標記調査結果の報告

・管内市町村に対し調査結果（県南地域版、各市町村版）の送付

・関係者が集まる会議において調査結果の報告

2 喫煙の害に関する情報提供・普及啓発等の実施

（１）相談対応（計 7 件）

（２）喫煙対策関係の媒体貸出及び資材提供（計 10 件）

（３）喫煙対策関係の貸出用媒体のホームページ掲載

（４）「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における啓発活動

ポスターやのぼりの掲示及びチラシの配布、ホームページへの掲載等普及啓発を行いました。

Ⅱ－２）－ア－２ 歯科保健対策の推進

1 市町村歯科保健強化推進事業

(根拠) 市町村歯科保健強化推進事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、市町村歯科保健強化推進研修会及び検討会を開催し、歯科保健支援体制の構築を図りました。

(1) 歯科保健情報システムの運用

例年、市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援しています。(参照資料編 表2)

(2) 市町村歯科保健強化推進検討会の開催

管内市町村の歯科保健事業の強化を図るために、検討会を開催しました。

ア 日 時：平成28年2月18日(木) 13:30～15:20

イ 場 所：県南保健福祉事務所 会議室

ウ 参加者：管内市町村歯科保健及び保育・幼稚園担当者、保育・幼稚園代表者、歯科医師会、歯科衛生士会、事務局 計21名

エ 内 容：①報告「管内の乳幼児歯科保健の現状について」
②検討「幼児期(3歳児健診後から6歳児健診前まで)における歯科保健対策について」
③情報提供「市町村の母子保健事業における喫煙実態調査結果について」

2 ヘル歯ーケア推進事業

(根拠) ヘル歯ーケア推進事業実施要領

生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者らに対し口腔保健指導を行うとともに、施設等の保健担当者への助言指導を行いました。

(1) 在宅療養者

相談のあった難病患者に対し、口腔保健指導を行いました。

対応種別	実人数	延人数
家庭訪問	2人	2人
計	2人	2人

(2) 施設入所者・通所者等

下記施設の通所者及び施設職員に対し、口腔保健指導及び助言指導を行いました。

施設等	回数	実人数	延人数
すてっぷ	3回	9人	9人
あるく	2回	7人	7人
計	5回	16人	16人

3 地域歯科保健活動推進事業

(根拠) 地域歯科保健活動推進事業実施要綱

地域保健対策における歯科口腔に関する地域住民の健康の保持及び増進を推進させることを目的に実施しました。

(1) 地域における歯科保健事業に関する企画、調整、指導の実施(計6件)

(2) 歯科保健事業に関する情報の収集、調査の実施(1回)

(3) 歯科保健対策の推進に必要と認められる事項

ア 歯科保健の普及啓発に関すること(歯と口の健康週間、出前講座等)

イ 歯科保健に関する相談、情報提供等(計14件)

ウ 被災者健康支援に関すること(歯科講話等)

4 幼児う蝕予防対策推進事業

(根拠) 福島県幼児う蝕予防対策推進事業実施要綱

県南地域は幼児う蝕有病率が高いことから、幼児う蝕有病率状況の改善を図るため、平成25年度より棚倉町を事業対象市町村とし、以下の事業を行いました。

(1) 幼児う蝕予防対策検討会の開催(計1回)

- ア 日 時：平成27年11月26日(木) 13:00～14:10
 イ 場 所：棚倉町保健福祉センター
 ウ 参加者：幼児歯科クリニック従事歯科医師及び歯科衛生士、町担当者等
 10名(内事務局2名)
 エ 内 容：下記内容についての報告及び検討。
 ①平成25～27年度幼児う蝕予防対策活動結果について
 ②棚倉町における幼児う蝕の現状について
 ③次年度以降の乳幼児歯科保健事業内容について

(2) 幼児う蝕予防対策フォローアップ事業(幼児歯科クリニック)の実施(計8回)

	開催日	場所	参加児	内容
1	平成27年 5月26日(火)	棚倉町 保健福祉 センター	38名	・栄養、食生活指導 ・フッ化物を活用したブラッシング指導 ・歯科健康診査 ・フッ化物歯面塗布
2	平成27年 8月18日(火)		26名	
3	平成27年 9月 1日(火)		33名	
4	平成27年10月27日(火)		23名	
5	平成27年11月24日(火)		27名	
6	平成27年12月22日(火)		24名	
7	平成28年 2月16日(火)		48名	
8	平成28年 3月 8日(火)		18名	

II-2) -イ 保健医療福祉における研修の推進

1 地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

(1) 研修名「新しい介護予防事業及び新しい総合事業の研修会」

開催日 平成27年11月4日(水)

1 「新しい介護予防事業研修会」(午前)

対象者 管内市町村職員、管内地域包括支援センター職員、管内社会福祉協議会職員、管内のリハビリ専門職

出席者 37人

内 容①介護保険法一部改正に伴う新しい介護予防事業新しい総合事業の説明

②実技：効果的な介護予防体操の紹介「みんなのリハビリ体操」

講師 福島県理学療法士会県南支部長 風岡 都氏

③情報交換「住民主体の通いの場を県南地域で展開していくために」

2 「新しい総合事業研修会」(午後)

対象者 管内市町村職員、管内地域包括支援センター職員、管内社会福祉協議会職員、管内のリハビリ専門職他

出席者 70人

内 容 ①講演「流山市における新しい総合事業の取り組み」

講師 流山市役所介護支援課課長 早川 仁氏

②説明「福島県内における新しい総合事業の実施状況」

説明者 福島県高齢福祉課

(2) 研修名 「特定保健指導研修」

開催日 平成27年10月7日(水)

対象者 保健師及び栄養士等

出席者 38名

内容 講義「特定健診・特定保健指導と健康日本21(第2次)」
事例検討「効果的な保健指導について」

*事例(鮫川村、泉崎村、中島村、西郷村)

講師及び助言者 保健活動を考える自主的研究会
長野県事務局長 水上きみ子氏

2 保健師現任教育

(1) 保健師現任教育(県中県南地域合同) 集合研修

開催日(場所)	内容	講師及び助言者	出席数
H27.8.31 (産業プラザ人材育成センター)	「データヘルス計画、健康増進計画を踏まえた生活習慣病対策の進め方」 第1部 管理者研修 第2部 保健師・栄養士研修	千葉県病院局長 (元厚生労働省健康局長) 矢島鉄也氏	72名
H28.1.15 (県中保健福祉事務所)	「事例検討会の意義と目的」	福島医科大学看護学部 講師 古戸順子氏	29名

(2) 市町村新任保健師・栄養士現任教育支援事業

ア 県南地域市町村保健師・栄養士現任教育体制整備検討会

実施回数 3回 構成員 市町村統括保健師 延べ31人

イ 市町村保健師現任教育支援保健師・栄養士研修

開催日等 平成27年8月31日(月) 出席者56人

講演 データヘルス計画、健康増進計画を踏まえた生活習慣病対策の進め方

講師 千葉県病院局長(元厚生労働省健康局長) 矢島鉄也氏

ウ 新任保健師・栄養士研修及び情報交換会

実施回数 3回 参加者延べ数 67人

内容 やってみよう!地域診断

II-3) 地域包括ケアシステムの構築

1 在宅医療・介護連携の推進

(1) 県南地域在宅医療・介護連携推進会議

県南地域における在宅医療、地域包括ケア等に係る課題の共有、検討及び情報共有等を通じ、在宅医療・介護連携を推進するための会議を開催しました。

ア 第1回

日時 平成27年5月25日(月) 15:00~16:30

場所 サンフレッシュ白河

内容 福島県介護支援専門員協会会長 千葉喜弘氏による講話
医療介護総合確保推進法に基づく福島県計画 等

イ 第2回

日時 平成27年9月15日(火) 15:00~16:30

場所 白河市産業プラザ人材育成センター

内容 医療介護総合確保推進法に基づく平成27年度の福島県計画
地域医療介護総合確保基金を活用した平成28年度事業提案の募集等
県南地域における退院支援ルール

市町村アンケート結果の情報共有等

(2) 地域包括ケアシステム体制構築に係る県南圏域連絡会議

県南地域における地域包括ケアシステム構築の課題共有、検討、及び情報共有等を通じ、在宅医療・介護連携を推進するための会議を2回開催しました。

ア 第1回

日時 平成27年8月18日(火) 15:00~16:30

場所 福島県白河合同庁舎

内容 地域包括ケアシステム構築に向けた県内の取組
地域包括ケアシステム構築に向けた県南地域の取組
福祉人材確保対策について

イ 第2回

日時 平成28年2月5日(金) 13:15~15:45

場所 県南保健福祉事務所 会議室

内容 介護保険制度改正等について
地域包括ケアシステム体制構築の取組状況及び介護予防事業等について
福祉分野における人材不足と確保対策について

(3) 県南地域における退院支援ルール策定会議

在宅医療と介護連携の推進と、退院後の高齢者の円滑な在宅復帰を目指す「県南地域における退院支援ルール」を策定するための会議を4回実施しました。

ア 第1回

日時 平成27年6月29日(月) 13:00~15:00

場所 県南保健福祉事務所 会議室

内容 スケジュール、各団体の役割、検討事項など

イ 第2回

日時 平成27年8月18日(火) 13:00~14:45

場所 福島県白河合同庁舎 大会議室

内容 退院支援ルール案、患者の基準、市町村及び地域包括支援センター役割など

ウ 第3回

日時 平成27年11月19日(木) 14:00~15:45

場所 福島県白河合同庁舎 大会議室

内容 退院支援ルール最終案、ガイドライン作成など

エ 第4回

日時 平成28年1月27日(水) 15:00~17:00

場所 福島県白河合同庁舎 大会議室

内容 退院支援ルールガイドライン最終案、歯科医師会、薬剤師会との連携など

(4) 地域医療構想調整会議

県南地域の、医療構想の策定及び実現に向けた関係者との会議を開催しました。

日時 平成27年11月26日(木) 18:00~19:40

場所 県南保健福祉事務所 会議室

内容 地域医療構想の策定についての説明、質疑、意見交換

II-4) 健全な食生活を育むための食育の推進

1 食環境整備事業

(根拠) 「うつくしま健康応援店」事業実施要領

健康に配慮した食事や環境の提供、健康づくりのための情報発信ができる飲食店等を通して、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備を図っています。

(1) 「うつくしま健康応援店」の登録について

①新規申請店への指導（回数、店舗数、指導人数）

2回 2店舗 2名

②募集のための啓発（回数、店舗数、指導人数）

各講習会・研修会等での勧誘 6回

(2) 健康づくり講座

既登録店と新規店舗に対し、登録店の従業員の健康管理のため健康や栄養に関して情報提供をいたしました。

・訪問（各店舗）による指導（回数、店舗数、指導人数）2回 2店舗 2名
〈応援店登録状況〉

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新規登録	3	0	7	2
年度末登録	84	84	91	86
廃止	0	0	0	7

2 食育推進事業

生涯にわたって健全な食生活を実践し、食を通して心豊かに生活できる社会を目指すため、「おいしくイキイキ食育プラン～福島県食育推進計画」に基づいた食育を推進しています。

(1) ふくしまのおいしい『食』で元気になろう食育プロジェクト

①ふくしまのおいしい『食』で元気になろうワークショップ

日時：平成27年7月7日（火）13:30～16:00

場所：県南地方振興局 大会議室

内容：報告「福島県の子どもの健康課題と食育の取組について」

報告者 県南保健福祉事務所職員

ワークショップ

テーマ1 子どもの肥満を予防・改善するために、「私（個人）」ができること

テーマ2 子どもの肥満を予防・改善するために、「私の所属（組織）」でできること

テーマ3 子どもの肥満を予防・改善するために「私の所属意外と連携したいこと」または「地域に望むこと」

参加者：幼稚園児・保育園児の保護者、幼稚園教育研究会、福島県保育協議会 県南支部、食生活改善推進員、市町村職員 17名

(2) ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業

①県南地域子どもの食を考える地域ネットワーク会議

日時：平成27年9月17日（木）13:30～15:15

場所：白河市立図書館 地域交流会議室 小会議室1・2

内容：事業報告「元気なふくしまっ子食環境整備事業の取組状況について」

説明「福島県及び県南地域の子供の健康課題について」

協議「県南地域の子どもたちの健康を推進するためには」

参加者：医師会、歯科医師会、県栄養士会、歯科衛生士会、JA、保育協議会、食生活改善推進協議会、市町村、県農林事務所、県教育事務所 18名

②保育所等を対象とした食の指導者育成研修会

日時：平成27年7月29日（水）14:00～16:00

場所：白河市立図書館 地域交流会議室 中会議室1

内容：報告「福島県及び県南地域の子供の健康課題について」

講演「子どもの健康について～生活習慣の見直しから始める子どもの健康維持～」

講師 医療法人仁寿会菊池医院 院長 菊池信太郎 氏
管理栄養士 高橋千春 氏

参加者：幼稚園・保育所の食の指導者、市町村職員 28名

(3) 地域の栄養サポート体制整備支援事業

平成27年度県南地域栄養サポート体制整備支援検討会の開催

ア 第一回検討会

目的：市町村における健康課題の明確化と、保健福祉部門と国民健康保険担当部門で共有化を図る。

日時：平成27年12月14日（月）10:00～15:00

場所：県南地方振興局 大会議室

出席者：市町村栄養士、統括保健師、国保担当者 21名

内容：①発表「地域の健康課題の特定と改善に向けた取組について」
②講話「地域の健康課題の解決に向けて」
講師 保健師 河井幸子 氏
③協議「地域の健康課題の特定と改善に向けた取組について」

イ 第二回検討会

目的：県南地域の健康課題解決に向け、関係機関と栄養指導・保健指導の連携体制を整備する。

日時：平成28年2月9日（火）14:00～16:00

場所：白河市産業プラザ 人材育成センター 研修室

出席者：医師会、医療機関管理栄養士、栄養士会、市町村 18名

内容：①説明「栄養サポート体制整備支援事業の概要について」
②報告「県南地域の健康課題と栄養指導・保健指導の現状について」
③協議「県南地域の栄養サポート体制づくりについて」

3 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第20条

継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し指導を実施しました。

■ 特定給食施設数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特定給食施設	76	75	68	73
小規模特定給食施設	42	42	52	52
計	118	117	120	125

(1) 特定給食施設等に対する指導

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営等に関する情報提供を目的に、給食施設設置や管理者、給食従事者へ指導を行いました。

特定給食施設講習会	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
開催回数	4	3	4	4
参加延人数	191	121	154	155
参加延施設数	173	99	106	112

巡回指導	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施施設数	118	117	62	54

届出事務	32件	新規開設 6	届出事項変更 25	廃止 1
個別相談	20件	延 20施設		

4 健康づくり・栄養改善対策

(1) 健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康増進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの個別指導・集団指導を行いました。

個別指導	1回	延 1人
集団指導	6回	延 109人

(2) 市町村栄養改善事業の支援事業

市町村の栄養改善事業を支援するため、個別指導や集団指導を行いました。

個別指導	3回	延 3人
集団指導	4回	延 73人

(3) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第2条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
管理栄養士申請書等進達事務	11件	9件	9件	15件
栄養士申請書等進達事務	27件	6件	32件	22件
管理栄養士国家試験等の事務指導	10件	13件	8件	9件
窓口相談等	15件	16件	15件	28件

5 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業

(根拠) 健康増進法第31条及び32条の2

販売する食品の栄養表示及び広告、その他の表示について指導を行いました。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
栄養表示等相談および指導	12件	10件	6件	8件

6 地区組織育成支援事業

地域ボランティアの積極的な活動を推進するため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び活動を支援しました。

- ・ 県南地区食生活改善推進員連絡協議会

加入市町村： 白河市・棚倉町・鮫川村

推進員数： 121人（平成27年度末）

- ・ 支援状況

個別相談	4回・4人
集団指導	2回・108人

Ⅱ－５） 感染症対策の推進

Ⅱ－５）－ア 感染症対策の推進

1 平常時対策

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

(1) 新型インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ）対策研修会

新型インフルエンザ発生時に速やかに対応し、感染拡大防止を図るために保健所内の体制と対応等について、研修を実施しました。

- ・開催日：平成27年5月28日、6月24日、7月16日 計3回
- ・場所：県南保健福祉事務所 会議室
- ・出席者数：県南保健福祉事務所職員 52人
- ・内容：標準予防策について
個人防護具着脱訓練 他

(2) 県南地域感染制御ネットワーク支援事業

県南地域の社会福祉施設（高齢者施設、児童福祉施設、障がい者施設等）、医療機関及び教育委員会を対象に感染症に関する情報を定期的に提供した。また、情報交換を行い、施設毎に感染症発症時の対策が図れるよう支援するとともに研修会を通して、各施設の職員の感染症予防対策のさらなる向上を図りました。

ア 県南地域感染症情報共有システムの構築

平成22年6月より毎月1回程度（情報提供が必要な事態が発生した場合は随時）感染症情報を対象施設に電子メール及びファックスにより送信しました。

（230か所）

平成27年度は、定期号12回と臨時号15回の、計27回発信しました。

イ 県南地域感染制御ネットワーク支援研修会の開催

開催時期：平成27年10月20日、10月22日、10月23日（3回）

対象：高齢者、児童福祉、障がい者及び生活保護法に基づく施設の管理者、職員等

開催場所：白河合同庁舎 大会議室

研修内容：社会福祉施設等における感染症対策について

講師：県立矢吹病院 主任看護技師・感染管理認定看護師 大津久美氏
県南保健福祉事務所職員

参加者数：102人

(3) つつが虫病の予防啓発事業

住民に対し、関係機関との連携により、つつが虫病についての正しい知識の普及啓発を行いました。

- ・健康教育の実施

内 容	対 象	実施回数	参加者数
つつが虫病の予防と対応	地区住民	1回	85人

- ・市町村及び関係機関広報誌掲載による普及啓発の推進 年1回
- ・市町村窓口でのパンフレット配布による普及啓発の推進 通年

(4) 感染症の予防啓発事業

社会福祉施設等関係機関に対し、感染症予防対策や感染症発生時の対応等について、正しい知識の普及を行いました。

・ 18回 参加者695人

2 感染症患者発生時対策

(根拠) 感染症法

(1) 疫学調査の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づく調査が必要な感染症が発生した際に積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を図りました。

また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました。

(参照資料編 表3)

平成27年度内訳

結核13件、腸管出血性大腸菌3件、つつが虫病14件、
 デング熱疑い1件、レジオネラ症1件、後天性免疫不全症候群1件、
 風しん疑い1件、インフルエンザ(集団感染)4件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施件数	68件	54件	43件	38件

3 感染症発生動向調査

(根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

(1) 感染症患者届出状況・全数把握

医師が感染症法に定められた疾病であると診断し届出が行われた場合は、その感染症に係る発生状況等を正確に把握・分析し、その結果を住民や医療関係者への確に提供・公開しました。

■全数把握報告数

単位：件

年度	1類	2類	3類	4類	5類	新型インフルエンザ等
23	0	24	0	17	1	0
24	0	20	6	13	2	0
25	0	34	2	7	3	0
26	0	12	2	5	3	0
27	0	13	1	12	2	0

平成27年度内訳

2類 結核 13件
 3類 腸管出血性大腸菌 1件
 4類 つつが虫病 12件
 5類 後天性免疫不全症候群 1件
 梅毒 1件

(2) 感染症患者報告状況・定点把握

感染症発生動向調査指定届出機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。

また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

■ 定点把握疾患別報告数（平成27年）

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	1641	392	194	234	37	1	0	0	0	0	0	14	2513
RSウイルス感染症	25	8	4	2	0	0	0	1	7	28	37	54	166
咽頭結膜熱	2	3	0	0	2	3	2	4	0	1	2	4	23
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	5	43	19	42	31	39	39	7	9	25	14	19	292
感染性胃腸炎	176	171	180	142	160	114	76	24	17	42	76	140	1318
水痘	38	7	22	31	17	5	4	7	5	6	17	24	183
手足口病	4	0	3	22	19	61	291	105	83	49	13	4	654
伝染性紅斑	28	12	17	26	16	41	57	9	8	34	24	39	311
突発性発しん	7	10	4	9	12	11	8	7	2	14	8	10	102
百日咳	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	3	11	43	22	6	6	3	1	95
流行性耳下腺炎	6	6	0	10	5	5	2	8	2	10	0	1	55
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	7	6	4	15	7	4	9	7	6	5	10	5	85
細菌性髄膜炎※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	3	1	1	6	2	5	1	2	1	5	1	5	33
クラミジア肺炎※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性胃腸炎※3	4	9	5	7	6	2	0	0	0	0	1	0	34
インフルエンザ（入院）	10	5	2	5	0	0	0	0	0	0	0	1	23
性器クラミジア感染症	3	4	2	3	9	4	3	2	3	4	4	1	42
性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尖圭コンジローマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淋菌感染症	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	6
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	3	2	10
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	4	8	4	4	3	6	6	8	5	6	7	5	66
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

※2 オウム病は除く。

※3 ロタウイルスに限る。

4 エイズ等予防対策

（根拠）福島県H I V抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

（1）エイズ等相談・H I V抗体・肝炎ウイルス検査事業

H I V抗体検査については毎週水曜日、夜間検査として第2・4火曜日（月2回）実施しています。

■相談・検査実施件数

単位：件

年度	エイズ相談件数			HIV抗体検査 ()は夜間検査			HCV・H Bs相談	HCV 検査	HBs 抗原 検査
	男	女	計	男	女	計			
23	32	26	58	7	5	12(8)	20	0	0
24	58	21	79	10	9	19(9)	117	1	1
25	52	21	73	10	4	14(2)	190	1	1
26	43	38	81	10	9	19(7)	286	14	14
27	46	19	65	11	5	16(7)	347	6	6

HIV：ヒト免疫不全ウイルス HCV：C型肝炎ウイルス HBs：B型肝炎ウイルス抗原

(2) エイズ等予防啓発事業

ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

■エイズ等予防出前講座の実施状況

単位：回又は人

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
小学校	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	1	178	1	186	0	0	0	0
高等学校	0	0	1	104	0	0	0	0
その他	2	54	1	19	1	31	1	15
計	3	232	3	309	1	31	1	15

イ 世界エイズデー関連事業

県立高校等に対し学校を通じて全校生徒・学生へ啓発資材を配付し、エイズに関する正しい知識、レットリボンの意味、検査の受け方に関する啓発を行いました。また、街頭キャンペーンにより住民等への啓発を行いました。

啓発資材配付数 県立高校（4校） 1, 450個
看護学校（2校） 300個
短期大学（1校） 200個
リーフレット配布数 管内住民 1, 000部

5 肝炎治療特別促進事業

(根拠) 福島県肝炎治療特別促進事業実施要綱

B型肝炎ウイルス性肝炎及びC型肝炎ウイルス性肝炎について、肝硬変・肝がん等への進行予防および肝炎治療を推進するため、インターフェロン治療患者、インターフェロンフリー治療患者及び核酸アナログ製剤治療患者の経済的負担の軽減と受診機会の拡大を図りました。

(医療費助成)

(1) 対象医療：C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療で、保険適用となっているもの。
B型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。

(2) 助成期間：同一患者について1年以内。

(延長規定、2回目の制度利用規定有り、核酸アナログ製剤治療に関しては助成期間の更新有り)

(肝炎治療特別促進事業受給者証発給状況)

・申請件数：159件

B型肝炎 63件

C型肝炎 96件

・受給者証発給数：158件

・不承認数：1件

6 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

(1) ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎の予防接種実施状況

ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎の第1期の予防接種は、生後3月～90月に到るまでの間にある者を対象として、20日～56日までの間隔をおいて3回(初回接種)、追加接種は、初回接種(3回)の終了後6月以上の間隔をおいて1回接種します。

第2期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種として、11歳の者を対象として1回接種します。(参照資料編 表4)

(2) 麻しん・風しんの予防接種実施状況

麻しん・風しんの第1期の予防接種は、生後12月～24月に到るまでの間にある者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。(参照資料編 表5)

(3) 日本脳炎の予防接種実施状況

日本脳炎の第1期の予防接種は、生後6月～90月に到るまでの間にある者を対象として、6日～28日までの間隔をおいて2回(初回接種)、追加接種は、初回接種(2回)終了後、おおむね1年おいて1回接種します。第2期の予防接種は、9歳～12歳の者を対象として1回接種します。

なお、平成17年5月より、日本脳炎ワクチンの使用が、まれに重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を引き起こすという可能性を否定することができないことから、予防接種の積極的勧奨は差し控えておりましたが、平成21年2月乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが薬事承認され、6月に定期接種の第1期に使用できるワクチンとして位置付けられたことから、第1期の積極的な勧奨が再開されています。

平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、平成27年度に18歳になる者で2期接種未完了の者について積極的な勧奨を行います。

(参照資料編 表6)

(4) 結核の予防接種実施状況

結核の予防接種は、生後1年に到るまでの間にある者を対象として1回、BCG接種を行います。(参照資料編 表7)

(5) Hib感染症の予防接種実施状況

Hib感染症の予防接種は、生後2月～60月に到るまでの間にある者を対象として、27日～56日までの間隔をおいて3回(初回接種)、追加接種は、初回接種(3回)終了後7月～13月おいて1回接種します。

なお、初回接種開始が生後7月に到った日の翌日以降となった場合、開始時期によって接種回数が変わることとなりますので注意が必要です。(参照資料編 表8)

(6) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種実施状況

小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、生後2月～60月に到るまでの間にある者を対象として、27日以上の間隔をおいて3回（初回接種）、追加接種は、初回接種（3回）終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に到った日以降に1回接種します。

なお、初回接種開始が生後7月に到った日の翌日以降となった場合、開始時期によって接種回数が変わることとなりますので注意が必要です。

（参照資料編 表9）

(7) ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）の予防接種実施状況

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）の予防接種は、小学6年～高校1年相当の女子を対象として、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンのどちらか、同一のワクチンを3回続けて接種します。

接種間隔は、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの場合、2回目は1回目の接種から1月～2月半、3回目は1回目の接種から5月～12月となります。また、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの場合、2回目は1回目の接種から少なくとも1月以上、3回目は2回目の接種から少なくとも3月以上となります。

なお、平成25年6月14日より、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたので、予防接種の積極的勧奨は差し控えています。

（参照資料編 表10）

(8) 水痘の予防接種実施状況

水痘の予防接種は、生後12月から生後36月に至るまでの間にある者を対象として、3月以上の間隔をおいて2回接種します。

（参照資料編 表11）

II-5) -I 結核対策の推進

平成19年4月より結核予防法を統合した改正感染症法の下に新しい結核対策がスタートしました。結核はポリオ、ジフテリア、SARSとともに二類感染症に位置付けられました。

1 結核健康診断

（根拠）感染症法

(1) 定期健康診断

定期の健康診断は、下記の者を対象として、事業所・学校及び施設においてはそれぞれの長が、それ以外の住民については市町村長が実施義務者となり実施しています。

- ・高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- ・65歳以上の者

■平成27年度 結核定期健康診断実施状況

単位：人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1,164	1,162	99.8	1,162	0	0	0
大学等	99	99	100.0	83	16	0	0
施設	1,337	1,304	97.5	84	1,220	0	0
事業所	6,181	5,892	95.3	2,516	3,376	40	0
一般住民	33,938	11,766	34.7	11,440	326	280	0
合計	42,719	20,223	47.3	15,285	4,938	320	0

(2) 接触者健康診断

感染症法第17条の規定に基づき、結核の感染が疑われる者、または、結核を他に感染させるおそれのある者等特定の対象者に対して健康診断を行いました。

■接触者健康診断実施状況

単位：人

年 度	対象数	実施数	実施率 %	検診結果		
				要医療	経過観察	異常なし
23	156	147(51)	94.2	8	32	107
24	164	145(63)	88.4	1	30	114
25	246	227(184)	92.3	6	31	190
26	272	255 (191)	93.8	2	21	232
27	75	69(37)	92.0	1	1	67

()内は、平成26年度まではQFT検査(クオンティフェロンTB検査)を再掲

平成27年度はTスポット、TB検査を再掲

2 結核医療事業

(1) 感染症診査協議会開催

(根拠) 福島県感染症の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月1回(入院勧告を行う場合は臨時に開催する)

■感染症診査協議会診査件数

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
開催回数	14回	17回	20回	14回	12回
診査件数	51件	53件	85件	50件	32件

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 感染症法第37条及び第37条の2

ア 入院勧告・入院措置患者に対する医療費の公費負担制度(法第37条)

保健所長は、結核をまん延させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、入院を勧告することができます。

入院勧告医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用については、国と負担することになっています。

■法第37条医療費公費負担申請状況

年 度	申 請 件 数			合 格	不 合 格
	全数	新規	継続		
23	19	4	15	19	0
24	18	5	13	18	0
25	43	11	32	43	0
26	17	3	14	17	0
27	3	2	1	3	0

イ 一般患者に対する医療費公費負担制度（法第37条の2）

結核患者に対する適正医療を推進し、早期治癒を支援するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、国と県でそれぞれ一定の割合を負担することになっています。

■法第37条の2 医療費公費負担申請状況

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
23	23	22	22
24	23	23	23
25	42	41	41
26	25	25	25
27	24	24	24

3 結核患者管理事業

(1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、全国・県と比較すると、平成25年を除き平成15年から低い状況で推移しています。

■結核罹患率の推移（人口10万対）

年	H22	H23	H24	H25	H26
全 国	18.2	17.7	16.7	16.1	15.4
福 島 県	12.2	11.5	9.9	11.7	9.6
県南地域	5.3	11.4	9.5	16.4	8.9

(2) 市町村別結核患者新登録患者数

平成27年の新登録患者9人のうち、喀痰塗抹陽性であった者は1人となっています。

■新結核患者登録者数（年別・市町村別・活動分類別）

（当該年に新たに結核患者として登録された数）

単位：人

区分 年別 市町村別	活動性肺結核								※罹患率 （人口10 万対）	別 掲 潜在性 結 核 感染症
	総 数	肺結核活動性						肺外結 核活動 性		
		総 数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他			
			総数	初回治療	再治療					
平成22年	8	8	6	6	0	2	0	0	5.3	3
平成23年	17	15	6	6	0	8	1	2	11.4	7
平成24年	15	10	1	1	0	7	1	5	9.5	3
平成25年	24	17	5	5	0	10	2	7	16.4	6
平成26年	13	11	7	7	0	2	2	2	8.9	2
平成27年	9	5	1	1	0	2	2	4	※6.2	3
白 河 市	5	2	0	0	0	1	1	3		0
西 郷 村	0	0	0	0	0	0	0	0		0
泉 崎 村	0	0	0	0	0	0	0	0		0
中 島 村	1	1	0	0	0	1	0	0		0
矢 吹 町	1	1	0	0	0	0	1	0		0
棚 倉 町	1	1	1	1	0	0	0	0		3
矢 祭 町	0	0	0	0	0	0	0	0		0
塙 町	1	0	0	0	0	0	0	1		0
鮫 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0		0

※ 平成27年の罹患率については、県南保健所集計によるものです。

※罹患率（人口10万対）：10.1 現在人口より

27.10.1 現在人口 144,143人

(3) 市町村別結核患者登録数

■結核患者登録数(年別・市町村別・活動性分類別)

(当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数) 単位：人

区分 年別 市町村別	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	別掲 潜在性結核感染症	登録率	※ 有病率 (人口10万対)
		総数	肺結核活動性					肺外結核活動性						
			登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他							
			総数	初回治療	再治療									
平成22年	31	5	5	4	4	0	1	0	0	26	0	5	22.6	2.7
平成23年	34	12	10	5	5	0	5	0	2	22	0	12	22.6	7.4
平成24年	34	12	9	2	2	0	5	2	3	22	0	10	23.1	8.8
平成25年	40	11	5	3	3	0	1	1	6	0	29	7	27.4	13.0
平成26年	54	6	5	2	2	0	2	1	1	11	37	13	37.1	4.1
平成27年	34	8	5	1	1	0	2	2	3	26	0	10	23.5	5.6
白河市	22	5	2	0	0	0	1	1	3	17	0	1		
西郷村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2		
泉崎村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
中島村	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0		
矢吹町	4	1	1	0	0	0	0	1	0	3	0	0		
棚倉町	3	1	1	1	1	0	0	0	0	2	0	4		
矢祭町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
塙町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2		
鮫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※()内は治療中の患者数再掲

H27.12.31 現在

※平成27年の有病率については、県南保健所集計によるものです。

(4) 年齢階級別結核登録状況

70歳以上の割合は61.7%で、最も多くなっています。

■年齢階級別結核登録患者数及び割合

単位：人(%)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
0～29歳	1(3.2)	5(14.7)	6(17.6)	7(17.5)	7(13.0)	2(5.9)
30～39歳	4(12.9)	4(11.8)	4(11.8)	3(7.5)	5(9.3)	2(5.9)
40～49歳	1(3.2)	3(8.8)	3(8.8)	5(12.5)	3(5.6)	2(5.9)
50～59歳	4(12.9)	3(8.8)	2(5.9)	3(7.5)	4(7.4)	3(8.8)
60～69歳	6(19.4)	4(11.8)	6(17.6)	7(17.5)	9(16.7)	4(11.8)
70歳以上	15(48.4)	15(44.1)	13(38.3)	15(37.5)	26(48.0)	21(61.7)
合計	31	34	34	40	54	34

4 結核対策特別促進事業

(1) 結核患者療養支援事業の実施

喀痰塗抹陽性患者の院内DOTS(直接服薬確認療法)を支援するため、白河厚生総合病院等と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

- ・開催回数：6回
- ・事例件数：29件

III 地域医療の再生

III-1) 医師、看護師等の確保と資質の向上

Ⅲ－１）－ア 地域医療体験研修事業

(根拠) 地域医療体験研修実施要領

県内外の医学生を対象に、地域医療の現状視察や地域住民との交流などの場を提供し、東白川地域等における地域医療や地域の現状について理解を深めてもらうため、宿泊体験研修を実施しました。

ア 地域医療体験研修

開催日：８月２４日～２６日（２泊３日）

内 容：塙厚生病院、金澤医院等の医療現場の視察

医師等との懇談会の実施

鮫川村国保診療所医師の講話

地域住民との交流（健康教室、農家民宿泊）

参加者：１５名（福島県立医科大学３年）

Ⅲ－１）－イ 保健医療福祉の人材確保

１ 医師臨床研修「地域保健・医療」研修

(根拠) 医師法及び「福島県保健福祉事務所標準研修プログラム」

平成１６年度から医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタートしたことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

- ・研修医 ５人
- ・研修時期 平成２７年６月～平成２７年１２月
- ・研修期間 １週間

２ 実習生に対する教育・実習指導

(根拠) 福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

■実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
福島県立医科大学看護学部２年	１３人	平成27年10月26日～10月30日 11月2日～11月6日
ポラリス保健看護学院	９人	平成27年6月1日
	３人	平成27年11月24日
郡山女子大学３年	２人	平成27年8月31日～9月4日
郡山健康科学専門学校	３人	平成27年9月14日～9月17日
福島介護福祉専門学校	２人	平成27年9月14日～9月18日
独協医科大学医学部５年	２人	平成27年11月10日～11月13日

Ⅲ－２） 安全・安心な医療サービスの確保

Ⅲ－２）－ア 地域医療体制の整備

１ 医療安全対策

(根拠) 医療法・福島県医療相談センター運営指針

(1) 県南地域医療安全研修会

医療安全対策は医療政策の最重要課題であり、地域住民に安心・安全な医療を提供するためには、すべての関係者が共通意識を持って取り組む必要があります。

そこで、医療機関が医療安全対策に組織的に取り組むことができるよう意識の向上と実践できる知識の習得を図りました。

- ・開催日 平成27年12月7日(月) 18:30～20:00
- ・対象者 管内の医療機関の管理者、医師、歯科医師、看護師及び事務担当職員等
- ・参加者数：227名
- ・内容
 - (講演1)
「医療安全トピックス」(医療事故調査制度を中心に)
講師 県南保健福祉事務所 専門放射線技師 齋藤正一
 - (講演2)
「総合診療医と医療安全」
講師 白河厚生総合病院 総合診療科長 宮下 淳 氏

(2) 医療安全ネットワーク会議(研修会)の開催

(県南地域医療安全ネットワーク確保事業)

県南地域8病院のリスクマネージャーを構成メンバーとする情報連絡会議を定期的で開催して、医療安全(院内感染対策)に関する事例検討や情報交換を行うとともに、リスクマネージャー等のレベルアップを図りました。平成26年度は2回開催しました。

ア 目的

各病院における医療安全管理の責任者であるリスクマネージャー(医療安全推進者)間の情報交換及び安全対策意識の向上を図ることにより、医療現場における事故減少並びに安全管理体制の確保に努めることを目的とする。

イ 実施内容

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 第1回 | 日 時：平成27年9月29日(火) 15:00～16:30 |
| | 会 場：県南保健福祉事務所会議室 |
| | 内 容：医療事故調査制度について 他 |
| | 参加者数：リスクマネージャー、看護師等 28名 |
| 第2回 | 日 時：平成28年3月2日(水) 15:00～16:40 |
| | 会 場：県南地方白河合同庁舎大会議室 |
| | 内 容：感染リンクナースの役割について 他 |
| | 参加者数：リスクマネージャー、看護師等 35名 |

(3) 医療相談

患者、家族からの医療に関する苦情、心配事などの相談に迅速に対応するとともに、医療機関への情報提供、指導を実施しました。

- ・医療相談件数 14件

2 医療機関監視指導事業

(根拠) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

福島県医療監視要綱

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備及び適正人員の配置状況、さらには、適正な管理が行われているか等について立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導・助言を行いました。

(参照資料編 表12,13)

■医療監視実施数

立入実施数	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
病院	10	9	8	8	8
一般診療所	27	24	25	32	47
歯科診療所	11	14	13	23	23
施術所	0	13	14	19	19
歯科技工所	0	4	5	2	1
合計	48	64	65	84	98

3 医療法等に基づく許認可事務

(根拠) 医療法・福島県医療法施行細則

医療機関の開設(病院を除く。)許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・診療所開設許可 11件
- ・病院診療所変更許可 11件(病院9・診療所2)
- ・病院診療所使用許可 10件(病院9・診療所1)

Ⅲ-2) -イ 救急医療体制の整備

1 初期救急医療体制の整備

白河市、西白河郡・東白川郡町村は、在宅当番医制をそれぞれ各医師会に委託し、当番医制により休日診療を実施しています。

また、平成25年度より休止していた小児平日夜間救急外来事業が昨年8月1日より再開しました。

歯科についても、白河歯科医師会が在宅当番歯科医制により、休日診療を実施しています。

2 第二次救急医療体制の整備

(根拠) 救急医療対策の整備事業について(国通知)

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群により実施しています。

■第二次救急医療機関

平成28年3月31日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救 急 病 院
福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	○	○
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1	○	○
公益財団法人会田病院	西白河郡矢吹町本町216	○	○
福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5	○	○
計		4	4

3 県南地域救急医療対策協議会

(根拠) 福島県域救急医療対策協議会設置要綱

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を必要に応じ実施しますが、今年度の開催はありませんでした。

Ⅲ－２）－ウ 難病対策の推進

1 特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱(平成 27. 4. 1 施行、平成 27. 1. 1 適用)
これまで、56 疾患を対象に調査研究及び医療費の公費負担が行われていましたが、難病患者に関する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)に基づく医療費助成制度が平成 27 年 1 月 1 日から施行されたことに伴い、対象疾患が 5 疾患となりました。

■特定疾患医療受給者証所持者(年度末現在)

年 度	平成27年度
人 数	0

2 特定医療費支給認定事務

(根拠) 福島県特定医療費支給認定実地要綱(平成 27. 4. 1 施行、平成 27. 1. 1 適用)
平成 27 年 7 月 1 日から対象疾患が追加となり、現在、306 の疾患に医療費助成が行われています。

■特定医療費受給者証所持者(年度末現在)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度
人 数	8 1 4	8 9 5

3 指定医・指定医療機関等の指定申請事務

(根拠) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)

第 1 4 条第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定、第 1 5 条第 1 項・第 2 項の規定に基づき指定医の指定を都道府県知事が行うものです。

■指定申請件数(平成 27. 3. 31 現在)

種 別	件 数
指定医・協力難病指定医	9 7
指定医療機関	9 6
診療所	(4 7)
指定薬局	(4 1)
指定訪問看護事業者	(8)

4 難病在宅療養者支援体制整備事業

(根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

(1) 難病患者地域支援連絡調整会議

ア 難病患者地域支援連絡会議

地域の保健・福祉サービスと医療が総合的に提供できる体制を整備するために、難病患者を支援する関係者が課題と対策を検討する会議ですが、今年度の実施はありませんでした。

イ 難病患者在宅ケア調整会議

在宅療養生活をしている難病患者の多様なニーズに対応し、保健・医療・福祉等の各種サービスの総合的な調整を行う会議ですが、要望等なく実施しませんでした。

(2) 相談指導事業

面接や電話による相談指導を随時行うと共に、神経難病患者と中心に保健師、歯科衛生士による家庭訪問を実施し、在宅療養生活を支援しました。

内 容	実件数	延件数
家庭訪問	9	9
電話相談	—	576
面接相談	997	1,564

(3) 医療相談事業

在宅で療養をしている神経難病患者等を対象に、QOLの向上を図るため、相談及び交流を目的とした医療相談会を実施しました。

開催月日 場 所	対象疾患	内 容	講師等	参加 人数
平成27年 7月10日(金) 白河市立図書館	パーキン ソン病患 者*	作業療法士による実技指導・助言 「生活に役立つリハビリ」	作業療 法士	28
平成27年 8月1日(日) 県南保健福祉事 務所	新規認定 患者	交流会「病気になって感じたこと 考えたこと」 特定疾患治療研究事業及び関連 制度の紹介	臨床心 理士	11
合 計	2回			39

※各回、難病ボランティア「ゆいの会」が協力
*パーキンソン患者会「オアシス」と共催

(4) 訪問診療事業

専門医師、理学療法士等が、患者の家庭（生活の場）において、診療及び療養上の相談や実技指導等を行う事業ですが、今年度は、希望する患者がなく実施していません。

(5) 福島県在宅重症難病患者一時入院事業

在宅重症難病患者が介護者の休息（レスパイト）等の理由により、在宅の介護を受ける事が困難となった場合の体制整備を図り、患者や家族等の相談に応じ、申請受理し一時入院受け入れ医療機関との調整を行うものです。

福島県では9医療機関、県南地域は、会田病院が委託契約医療機関になっていません。事業利用実績はありません。

(6) 難病ボランティア育成支援

難病患者ボランティア「ゆいの会」（平成15年3月7日発足）の活動助言等支援を行いました。

5 遷延性意識障害者治療研究事業

(根拠) 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象に、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

■遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人 数	5	5	5	3	4	3

6 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

医療費の公費負担により、患者の医療負担及び精神的、身体的不安の軽減を図る

ことを目的としています。

■先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者：1人（平成27年度末現在）

7 原子爆弾被爆者対策事業

（根拠）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

健康診断の実施、医療の給付、各種手当の支給等を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図っています。

（1）原子爆弾被爆者健康手帳所持者：3人（平成27年度末現在）

（2）原子爆弾被爆者健康診断事業

■健康診断の実施状況

	第1回定期健康診断	第2回定期健康診断
受診者数	2	2

■希望によるがん検査の実施状況（実人員 2人）

	胃がん 検診	肺がん 検診	大腸がん 検診	乳がん 検診	子宮がん 検診	多発性骨 髄腫検診
受診者数	2	1	1	1	1	1

■希望による一般検診の実施状況（実人数 0人）

（3）被爆者二世健康診断

受診者 3名

（4）原子爆弾被爆者各種手当支給事業

・健康管理手当支給者 1人（平成27年度末現在）

8 石綿による健康被害・救済給付事業

石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とされない方に対し、迅速な救済を図ることを目的として『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づき創設された事業です。医療費、療養費、葬祭料などの給付が受けられます。

・認定申請：1件

Ⅲ－2）－エ 献血者の確保

1 献血推進事業

（根拠）福島県献血推進計画

平成27年度は県南保健福祉事務所管内の献血目標を3,951人（200mL：336人、400mL：3,615人、血液センター分を除く）に設定し、これを達成するため、献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村及び福島県赤十字血液センターと連携しながら献血事業の推進に努めました。

県南地域の献血者を確保するため、白河市においては街頭キャンペーンを2回実施したほか、管内の事業所を訪問するなどして、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めました。

平成27年度実績は、4,092人（103.6%）、内訳は200mL献血が210人（62.5%）、400mL献血3,882人（107.4%）、200mL由来赤血球換算で7,974単位（105.4%）でした。

(1) 市町村献血担当者会議

- ・平成27年 5月18日(月) 白河市立図書館内 地域交流会議室
- ・平成27年12月14日(月) 福島県白河合同庁舎 303会議室

(2) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成27年 7月8日(水) 白河駅前イベント広場
- ・平成27年12月2日(水) 白河駅前イベント広場

(3) 献血協力事業所訪問の実施

市町村、血液センター、保健福祉事務所の3者により事業所を訪問し、引き続き献血への理解と協力を求めました。

- ・平成27年6月11日(木)～平成27年11月11日(水) 2日間
訪問事業所数(のべ) 26

(4) 献血功労表彰

- ・厚生労働大臣感謝状 1団体
- ・福島県知事感謝状 3団体
- ・日赤支部長感謝状(金枠) 2団体

■献血実績(市町村別)

平成28年3月31日現在

市町村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率(%)
		200mL	400mL	成分		
白河市	1,710	89	1,621	0	1,785	95.8
西郷村	751	11	740	0	555	135.3
泉崎村	146	9	137	0	173	84.4
中島村	136	7	129	0	136	100.0
矢吹町	425	21	404	0	467	91.0
棚倉町	441	26	415	0	377	117.0
矢祭町	182	17	165	0	142	128.2
塙町	223	23	200	0	227	98.2
鮫川村	78	7	71	0	89	87.6
合計	4,092	210	3,882	0	3,951	103.6
26年度	4,388	474	3,914	0	4,415	99.3
25年度	4,809	926	3,883	0	4,646	103.5
24年度	5,381	1,182	4,199	0	4,855	110.8
23年度	4,411	966	3,445	0	4,844	89.2

2 移植医療の推進

(1) 骨髄バンク登録推進事業

(根拠) 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、毎週水曜日には所内でも登録を受け付けています。

■管内の骨髄バンク登録者数の推移

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
開催回数(回)	3	6	10	7	6
登録者数(人)	26	46	49	35	32

Ⅲ－３） 医薬品の有効性・安全性の確保

Ⅲ－３）－ア 医薬分業の適正な推進

1 医薬分業の推進

（根拠）福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率で見ると、平成26年は49.9%と、平成25年（49.1%）に比べて増加しています。しかし、県全体と比べると、まだまだ低い状況にあります。

このため、平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めていきます。

■院外処方せん受取率の推移

年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
県全体	67.4%	71.0%	70.8%	72.7%	72.8%
県南地域	46.0%	47.9%	48.8%	49.1%	49.9%

Ⅲ－３）－イ 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

1 薬事監視

（根拠）医薬品医療機器等法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

■薬事監視結果

平成28年3月31日現在

業種別	対象施設数	立入検査施設数		違反発見件数	処分件数	
		実数	延数		説諭※	その他
医薬品						
薬局	47	19	19	1	1	
製造業	専業	5	2	2		
	薬局	5	3	3		
製造販売業（薬局のみ）	5	3	3			
店舗販売業	29	16	16	2	2	
卸売販売業	5					
薬種商販売業						
特例販売業	5	6	6			
配置販売業	2					
医薬部外品						
製造業	5	1	1			
化粧品						
製造業	4					
医療機器						
製造業	9	2	2	1	1	
修理業	1	3	3			
販売業	高度管理医療機器等	46	12	12		
	管理医療機器	221	40	40	4	4

貸貸業	高度管理医機機器等	14	3	3		
	管理医療機器	11	2	2		
合 計		414	112	112	8	8
26年度		468	78	78	12	12
25年度		467	70	70	13	13
24年度		443	83	83	2	2
23年度		445	41	41	1	1

※：含指導票

2 医薬品医療機器等法等許認可事務

(1) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 医薬品医療機器等法、許認可業務指針

■ 薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

平成28年3月31日現在

区 分	新 規	許 可 更 新	許 可 証 書		変 更 届 * 含 許 可	廃 止 届	休 止 届	再 開 届
			書 換 交 付	再 交 付				
薬 局	3	5			97	2		
医 薬 品 販 売 業	店舗	6	5		53	1		
	卸売		1		5			
	薬種商					1		
	特例		1			4		
	配置							
配置身分証明書	4	5	2		※1 5	※2 2		
薬局医薬品製造販売業								
薬局医薬品製造業								
高度管理医療機器等販売・貸与業	1		1		6			
高度管理医療機器等販売業	4	1			10	1		
高度管理医療機器等貸与業	1				1			
管理医療機器販売・貸与業	16		※3 2		4			
管理医療機器販売業	55				23	22		1
管理医療機器貸与業								
合 計	90	18	5		204	33		1
26年度	34	13	7		207	18	1	
25年度	24	14	10		214	15		
24年度	21	20			157	19		
23年度	20	26	1	1	131	26		

※1 配置従事届 ※2 返納届 ※3 届出済証 < > 販売先変更許可

(2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物及び劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者の登録に関し、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

■毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

平成 28 年 3 月 31 日現在

区 分	新規	登録更新	登 録 票		変更届	責任者・設置 ・変更届	廃 止
			書換交付	再交付			
製造・輸入業					1		
販 売 業	一般	1	5		1	2	3
	農業用品目	11	3	9	10	15	14
	特定品目						
特定毒物使用者							
特定毒物研究者							
業務上取扱業者							
合 計	12	8	9	0	12	17	17
26年度	4	4	1	0	4	13	4
25年度	4	7	0	0	4	8	5
24年度	3	27	0	0	2	14	7
23年度	4	9	0	0	5	14	9

3 毒物劇物による危害の防止

(根拠) 毒物及び劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づいて、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取扱業者に対する指導取締りを行い、事故の未然防止に努めました。

■監視指導実施結果

平成 28 年 3 月 31 日現在

業 種 別	対 象 施設数	立入検査 施設数	違反発見 件 数	処 分 件 数	
				説 諭※	その他*
毒物劇物製造業	2	1			
毒物劇物輸入業					
販 売 業	一般	38	13		
	農業用品目	41	40	7	6
	特定品目	3			
業 務 上	電気メッキ業	2	35	2	2
	金属熱処理業				
	運送業				
	届出不要		75	5	4
特定毒物使用者					
特定毒物研究者					
合 計	92	85	2	1	1
26年度	92	85	2	1	1
25年度	92	64	5	4	1
24年度	95	70	7	7	0
23年度	99	64	0	0	0
22年度	104	134	12	12	0

※：含指導票 *：含始末書

IV 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

IV-1) 子育て支援サービスの充実

【管内児童数の推移】

平成 22 年 (2010 年) の国勢調査の結果による管内児童数は、26,455 人で管内総人口

150,117人の17.6%を占めています。平成12年(2000年)21.4%、平成17年(2005年)19.1%で漸減傾向が続いています。(参照資料編 表14)

1 認可保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第24条

平成28年4月1日現在、管内の認可保育所数は25か所であり、うち4か所が認定こども園の認定を受けています。

なお、平成27年10月1日現在の待機児童数は74名であり、平成26年10月1日現在と比較し41名増となっていますが、引き続き、各市町村においては定員の増加など更なる対策の強化が求められています。

(参照資料編 表15)

2 認可外保育施設の状況

(根拠) 児童福祉法第59条の2

平成28年3月31日現在、管内の認可外保育施設は事業所内施設が6か所、その他が6か所の計12か所(うち、その他1か所は休止中。)となっています。

(参照資料編 表16)

3 地域保育施設助成事業

(根拠) 福島県地域保育施設助成事業費補助金実施要綱

民間の認可外保育施設のうち事業所内施設を除く施設の入所児童の健康診断、教材等の購入及び運営に要する経費を市町村が補助する場合、当該市町村に対し補助金を交付しました。

・対象市町村：1町(1施設)

IV-2) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

1 児童福祉(保育関係)行政調査指導

児童福祉法に基づく保育の実施を行う市町村における保育関係行政の運営状況及び事務処理状況を調査し、助言・指導を行いました。

実地指導：5町村、書面指導：4市町村

2 保育所指導監査、認可外保育施設調査

児童福祉法等に基づき、認可保育所に対する運営指導・監査及び認可外保育施設に対する調査を実施することにより、当該施設の適切な運営の確保を図りました。

認可保育所実地監査：12施設、同書面監査：13施設

認可外保育施設実地調査：5施設、同書面調査：6施設

IV-3) 子育て家庭の経済的支援

1 児童手当の支給状況

(根拠) 児童手当法の一部を改正する法律

平成28年2月末現在の該当児童は19,050人となっています。

(参照資料編 表18)

2 多子世帯保育料軽減事業

(根拠) ふくしま多子世帯保育料軽減事業実施要綱

子育ての経済的支援を望む声を踏まえ、3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村に対し補助金を交付し、子育てにかかる保護者の経済的な負担感の軽減を図ることにより、保育所を活用した早期の職場

復帰、早期就業を支援し、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の調和を図ることができる環境づくりを推進しました。

・対象市町村：管内全9市町村（253名分）

（参照資料編 表15）

IV-4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

IV-4) -ア 障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実

1 慢性疾患児地域支援事業

（根拠）福島県慢性疾患児地域支援事業実施要綱

地域における慢性疾患児とその家族の支援体制を整備するとともに、疾病の状態及び療育の状況に応じた適切な指導・相談・助言を行うことにより、慢性疾患児の自立、成長及びその家族の負担軽減を支援することを目的に交流会を実施しました。

事業名	開催日	内容	参加者数
慢性疾患をもつお子さんの家族交流会	平成27年9月10日（木） 9:45～11:45	・交流会 アドバイザー： 白河メンタルサポート カウンセラー 妹尾美由紀氏	6人 再掲：保護者 4人、対象児 1人、兄弟1 人
慢性疾患をもつお子さんの家族交流会	平成27年9月28日（月） 9:45～11:45	・ヨガ 講師： ヨガイストラクター 三浦香織氏	5人 再掲：保護者 4人、兄弟1 人
長期療養児の家族交流会	平成27年10月28日（水） 9:45～11:45	・ヨガ 講師： ヨガイストラクター 三浦香織氏	7人 再掲：保護 者7人

2 発達障がい児支援者スキルアップ事業

（根拠）発達障がい児支援者スキルアップ事業実施要綱

(1) 発達障がい児支援者スキルアップ研修会の開催

発達障がい児とその保護者が、地域で安心して生活や子育てができるよう、乳幼児やその保護者を支援する市町村、保育所、幼稚園職員等に対し研修会を開催しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成27年10月19日（月） 13:45～16:00 サンフレッシュ白河	・講演「社会性の発達に起因する問題行動とその指導法について」 講師 発達協会 常務理事 湯汲英史氏	保育士、幼稚園教諭、社会福祉協議会、児童クラブ職員、保健師等	53人
平成27年11月16日（月） 13:45～15:50 棚倉合同庁舎	・講演「社会性の発達に起因する問題行動とその指導法について」 講師 発達協会 指導部統括部長補佐 小倉尚子氏	保育士、幼稚園教諭、社会福祉協議会、児童クラブ職員、保健師等	29人

3 小児慢性特定疾病医療費助成事業

(根拠) 児童福祉法19条の2、第53条
福島県児童福祉法施行細則第4条

小児慢性特定疾病の児童等に公平かつ安定的な医療費助成の確立を図り、小児慢性疾病対策の充実を目指して、平成27年1月1日から児童福祉法が改正され14疾患群・704疾病(改正前は11疾患群、514疾病)に対し医療支援を実施しています。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳(ひまわり手帳)を交付しました。

■小児慢性特定疾病医療費支給認定状況 平成28年3月31日 単位：人

市町村	01悪性新生物	02慢性腎疾患	03慢性呼吸器疾患	04慢性心疾患	05内分泌疾患	06膠原病	07糖尿病	08先天性代謝異常	09血液疾患	10免疫疾患	11神経・筋疾患	12慢性消化器疾患	13染色体又は遺伝子変化を伴う症候群	14皮膚疾患群	計 (実人数)
白河市	12	7	0	2	12	0	4	0	5	0	2	4	1	0	49 (48)
西郷村	5	1	0	0	7	0	1	0	0	0	1	0	0	0	15 (14)
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中島村	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
矢吹町	4	0	0	2	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	11
棚倉町	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	5
矢祭町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
塙町	3	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
鮫川村	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
計	27	10	0	9	26	2	5	0	5	1	4	5	1	0	95 (93)

■小児慢性特定疾病医療費支給認定状況(平成20~26年度) 単位：人

年度	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液・免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	計 (延)
20	18	16	3	13	43	5	12	6	9	4	1	130
21	18	19	2	15	38	4	12	6	10	4	1	129
22	19	17	2	13	34	5	10	4	8	4	2	118
23	24	21	2	12	31	3	12	3	6	4	3	121
24	30	18	0	15	28	3	10	2	6	4	2	118
25	31	17	0	11	24	2	6	0	6	2	2	101
26	27	15	0	9	25	2	7	0	6	2	2	95

5 身体障がい児（者）の親の集い支援

自主活動を行っている秋桜会に対し、次のとおり支援を行いました。

11回 延人数 75人

IV-4) -イ 子どもの権利擁護の推進

1 要保護児童対策の推進

(根拠) 児童福祉法第25条の8他

児童福祉法による一時保護や施設入所等の措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行うとともに、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しました。

(参照資料編 表 19, 20)

IV-4) -ウ ひとり親家庭の支援

1 母子・父子家庭及び寡婦に対する総合的な支援

(根拠) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第9条、第13条

3名の母子・父子自立支援員（うち1名は東白川福祉相談コーナー、女性相談員兼務1名）が母子家庭等の生活一般、児童、生活援護等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。

また、経済的、社会的に自立が困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上のため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行いました。

・母子等相談受付件数 835件（うち東白川福祉相談コーナー 239件）

(参照資料編 表 21, 22)

・母子父子寡婦福祉資金

貸付件数 7件（前年度 11件）

貸付金額 5,315千円（前年度比 2,125千円減） (参照資料編 表 23)

2 ひとり親就労支援

(根拠) 母子家庭及び父子家庭の総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱

1名のひとり親家庭就業支援専門員を配置し、就業支援を行いました。

・相談件数 89件

IV-5) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

1 先天性代謝異常等検査事業

(根拠) 福島県先天性代謝異常等検査事業実施要綱

先天性代謝異常症等のマス・スクリーニング検査の結果、精密検査となった児に対して、結果の確認や保健指導を実施しました。

単位：人

疾患名	精密検査対象者	結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
フェニルケトン尿症	0	0	0	0
メープルシロップ尿病	0	0	0	0
先天性甲状腺機能低下症	1	1	0	0
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0

先天性副腎過形成症	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	1	1	0	0

2 新生児聴覚検査支援事業

(根拠) 福島県新生児聴覚検査普及事業実施要綱

新生児聴覚検査の結果、精密検査となった児に対して、結果の確認や保健指導を実施しました。

単位：人

年度	精密検査 対象者	結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
23	2	2	0	0
24	0	0	0	0
25	4	0	1	3
26	0	0	0	0
27	5	3	0	2

3 特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業

(根拠) 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱・福島県不育症治療費助成事業実施要綱

特定不妊治療（体外受精、顕微授精）及びへパリンを主とした不育症治療に要した費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図りました。

■特定不妊治療費助成の年次別申請状況

単位：人

年度	実数	延数
23	48	77
24	65	108
25	79	112
26	62	89
27	79	109

■平成27年度特定不妊治療費助成の市町村別申請状況

単位：人

市町村名	実数	延数
白河市	39	55
西郷村	13	17
泉崎村	3	5
中島村	1	2
矢吹町	9	10
棚倉町	8	11
矢祭町	4	7
塙町	1	1
鮫川村	1	1
計	79	109

■不育症治療費助成の申請状況

単位：人

年度	実数	延数
26	2	2
27	0	0

4 女性の健康支援事業

(根拠) 女性の健康支援事業実施要綱

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るために、妊娠・出産等にかかる心身の悩みを相談できる体制を整備し、健康問題の整理や治療等について自己決定できるよう支援しました。

また、専用電話回線による「女性のミカタサポートコール事業」を開始しました。

(1) 不妊・不育で悩む人への支援事業

健康教育：思春期に関すること 1回 80人

不妊セミナー 1回（県中保健福祉事務所と合同開催）

(2) 女性のミカタ健康サポートコール事業

種別	女性のミカタ健康サポートコール(延)	女性のミカタ健康サポートコール以外(延)	
		電話相談	来所相談
思春期	2		
妊娠に関すること		10	
不妊に関すること	1	59	120
不育症に関すること		7	
その他	5		
計	8	76	120

IV-6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

1 県南地域思春期保健対策推進事業

(1) 思春期保健教育等の実施状況

県南地域の保健・医療・教育関係機関での思春期保健教育や事業の実施状況を調査し、思春期保健対策の進捗状況を把握・分析しました。

- ・調査時期：平成28年1月～2月
- ・調査対象：県南地域の市町村、全小学校・中学校・高等学校（定時制を含む）
・特別支援学校

区分	実施率	内 訳
小学校 (43校)	100%	全校全学年で実施
中学校 (18校)	100%	全校全学年で実施
高等学校 (7校)	100%	全校全学年で実施
定時制高等学校(1校)	100%	全学年で実施
特別支援学校 (1校)	100%	全学年で実施

(2) 県南地域若者の性の健康情報交換会

日 時：平成28年2月15日（月） 14：30～16：30

場 所：県南保健福祉事務所

参加者：中学校・高等学校の養護教諭、保健師等 24人

V ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

V-1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

1 県南地域保健医療福祉協議会

(根拠) 福島県県南地域保健医療福祉協議会設置要綱

県南地域保健医療福祉協議会は、県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成27年度は、県南地域保健医療福祉推進計画の進捗状況などについて審議を行いました。

平成27年度福島県県南地域保健医療福祉協議会（平成28年3月17日）

- ・「県南地域保健医療福祉推進計画」の進行管理について
- ・平成28年度県南保健福祉事務所基本方針及び重点施策並びに主要事業計画について
- ・県南地域における退院支援ルールについて

2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠) 統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、病院報告、医療施設動態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

※主な厚生統計調査

- ア 国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）
- イ 社会保障を支える世代に関する意識等調査
- ウ 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- エ 社会保障・人口問題基本調査
- オ 医師・歯科医師・薬剤師届、保健師等業務従事者届出及び歯科衛生士等業務従事者届出調査
- カ 病院報告（従事者）

3 社会福祉法人監査

(根拠) 社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内町村社会福祉協議会等に対し、社会福祉法人監査（実地監査）を実施しました。

- ・社会福祉法人監査実施数 14件（所単独監査5件 本庁合同監査9）

4 高齢者福祉計画等の推進

第六次高齢者福祉計画及び第五次介護保険事業支援計画の進行管理及び第七次高齢者福祉計画及び第六次介護保険事業支援計画の策定

(根拠) 老人福祉法 介護保険法

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県南圏域連絡会議の開催

第六次福島県高齢者福祉計画及び第五次福島県介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や第七次高齢者福祉計画及び第六次介護保険事業支援計画の策定に係る連絡・調整等を行いました。

- ・出席者 市町村保健福祉担当課長、医療機関代表者、社会福祉施設代表者、居宅系サービス提供機関代表者、地域包括支援センター代表者等
- ・開催日 平成28年2月5日

V-2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進

1 “ひがししらかわ”医療人育成支援事業

(1) “ひがししらかわ”未来の医療人は君だ！事業

小学生のうちから、地域医療等について学ぶ機会を提供し、地域医療等への関心を高めるため、夏休みに親子学習会を実施しました。

(日 時) 平成27年7月31日(金)

(コース) 塙厚生病院見学～特別養護老人寿恵園 昼食(介護食)・見学～
白河オリンパス見学(内視鏡操作体験)

(参加者) 東白川郡管内の小学校4～6年生及びその保護者
親子11組(23名)

(2) “ひがししらかわ”ふれあい交流事業

地域医療に従事する医師確保の推進のため、福島県立医科大学での実習とタイアップし、医学生が東白川地域の生活を地域住民とのふれあいを通して学ぶことができる体験型実習を実施しました。

(日 時) 平成27年7月17日(金)、9月11日(金)、9月25日(金)

(場 所) 棚倉町

(参加者) 福島県立医科大学医学部4年生(10名)、棚倉町5家庭

(内 容) 健康問題を課題とする家庭を訪問し、交流を通じて課題を把握する。

2 老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

・実施市町村 9市町村

・補助額 2,811千円

3 民生委員・児童委員の活動支援

(根拠) 民生委員法、児童福祉法

民生・児童委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。

地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して講師の派遣等の協力・支援に努めました。(参照資料編 表24,25)

管内民生・児童委員数 368人(平成28年3月31日現在)

V-3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進

1 百歳高齢者知事賀寿事業

(根拠) 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

- ・平成27年度贈呈者数 26人
(平成26年度43人、平成25年度24人、24年度22人、23年度32人、22年度23人)

V-4) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実

1 地域支援事業

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の持続可能性を高め、地域の多様な主体・人材を活用し、地域包括ケアシステムを構築するためには、市町村が主体的に総合事業に取り組み、生活支援、介護予防の充実に努めることが必要なため、研修会を通し、関係者で事業の理解を図りました。

■開催状況

研修等名・開催日・場所	内 容	参加者数
新しい総合事業研修会 開催日 平成27年11月4日 場所 白河市立図書館地域交流会議室	講演及び説明 ① 講演「流山市における新しい総合事業の取り組み」～介護予防・日常生活支援総合事業への移行・展開の実際～ 講師：千葉県流山市介護支援課長 ② 説明「福島県内における新しい総合事業の実施状況」 説明：本庁高齢福祉課職員	70人

(2) 認知症対策

認知症高齢者の増加に伴う認知症対策において、認知症施策5か年計画の着実な推進が求められ、さらに、医療介護総合確保推進法により、平成30年3月までに全ての市町村で、初期段階での連携のもとに認知症の人やその家族に対して個別の訪問等を行う「認知症初期集中チーム」の設置や地域の実情に応じた各種サービスの連携支援や相談業務を行う「認知症地域支援推進員」の配置をすることとなった。

ア ○認知症施策情報交換会、認知症ケアパス作成フォローアップ学習会 (介護予防市町村支援事業)

開催日 平成27年6月15日(木)

参加者 午前の部 40人(市町村職員、地域包括支援センター職員)

午後の部 23人(市町村職員、地域包括支援センター職員)

○認知症学習会

開催日 平成27年10月22日(木)

参加者 市町村職員、地域包括支援センター職員、家族等 30人

内 容 ・講話「若年性認知症の人と家族の支援」

講師 認知症の人と家族の会宮城県支部

若年性認知症のつどい翼担当 副代表若生 栄子氏

・情報交換会

イ 家族会への支援(リーフレット配布による街頭活動)

1回、参加者 5人、250部配布

ウ 最新資料の配付(認知症ケアパス等)

10回 市町村、地域包括支援センターに配布

(3) 地域ケア会議等活動支援事業

ア 地域ケア会議等活動支援事業の実施にあたり、管内において円滑に事業が展開できるよう、打ち合わせ及び学習会、地域ケア会議支援を行った。

研修名・日時・場所	内 容	参加者数
地域ケア会議打ち合わせ会 平成27年8月28日 (金) 10:00～16:00 県南保健福祉事務所会議室	10:00～12:00 ①説明・報告・情報交換会 13:20～16:00 ②講話「個別ケースの地域ケア会議実施から地域課題の抽出と市町村への提言について」 講師 福島市清明・吉井田地域包括支援センターの職員 ③グループワーク	①17人 ②20人

イ 保健福祉事務所の支援（打ち合わせ会、学習会、市町村地域ケア会議支援）
回数 10回
延べ 196人

(4) 市町村における養護者による高齢者虐待の対応報告による状況把握と養介護施設従事者の高齢者虐待に関する調査

2 介護保険の認定

(1) 介護認定審査会委員研修会

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的に、介護認定審査会委員研修会を開催しました。

■介護認定審査会委員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成28年3月2日 サンフレッシュ白河	〈講義及び演習〉 ・介護保険制度の運営状況 ・業務分析データ ・DVD上映 ・介護認定審査会の手順とポイント 説明 ひもろぎグループ 千葉喜弘氏	介護認定審査会委員 市町村等事務局 28人

(2) 認定調査員研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

■認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成28年2月24日 白河市東文化センター	①説明 ・介護保険制度の運営状況等について ・業務分析データ 説明 県南保健福祉事務所職員 ① 講義「基本調査項目のポイント、特記事項記載のポイント等」 講師：郡山ソーシャルワーカーズオフィス 吉田 光子氏 □ 連絡事項 講師：白河地方広域市町村圏整備組合	認定調査員・市町村等職員 白河地方広域市町村圏整備組合 178人

(3) 市町村別要介護認定状況

認定者数は要介護、要支援とも年々増加する傾向にあります。

■要介護（要支援）認定者数(市町村別第1号被保険者)

単位：人

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
白 河 市	271	427	353	597	483	417	251	2,799
西 郷 村	36	108	61	133	93	92	69	592
泉 崎 村	19	32	32	56	44	37	35	255
中 島 村	24	38	26	24	19	38	21	190
矢 吹 町	53	109	93	123	123	124	68	693
棚 倉 町	50	127	71	152	114	108	81	703
矢 祭 町	19	38	42	71	61	53	23	307
塙 町	79	96	59	109	101	86	50	580
鮫 川 村	12	44	30	27	34	37	29	213
H27. 3月末	563	1,019	767	1,292	1,072	992	627	6,332
H26. 3月末	541	976	704	1,258	1,035	936	746	6,196
H25. 3月末	499	979	644	1,214	1,012	961	824	6,133
H24. 3月末	524	918	611	1,082	896	952	791	5,774
H23. 3月末	541	904	564	1,060	923	958	770	5,720
H22. 3月末	538	833	538	1,010	924	901	723	5,467
H21. 3月末	466	753	417	993	892	885	776	5,182
H20. 3月末	466	779	390	900	852	881	764	5,032

3 介護保険法事業者指定

介護保険法に基づく事業者指定事務について、平成27年度における居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者の数は、介護給付サービス1事業者、予防給付サービスでは2事業者増えています。

施設サービスについては、施設は1施設増えており、入所定員は増減なしです。

■居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者

区 分		28.4.1 現在	27.4.1 現在	増加数	対前年比
介護 給付サ ービス	居宅介護支援事業者	56	55	1	1.02
	居宅サービス事業者	158	158	-	1.00
	訪問介護	36	36	-	1.00
	訪問入浴介護	7	7	-	1.00
	訪問看護（みなし指定除く）	8	9	▲1	0.89
	訪問リハビリテーション（みなし指定除く）	3	3	-	1.00
	居宅療養管理指導（みなし指定除く）	2	2	-	1.00
	通所介護	43	42	1	1.02
	通所リハビリテーション	8	8	-	1.00
	短期入所生活介護	17	16	1	1.06
	短期入所療養介護	9	9	-	1.00
	特定施設入所者生活介護	2	1	1	2.00
	福祉用具貸与	11	12	▲1	0.92
	特定福祉用具販売	12	13	▲1	0.92
	小 計	214	213	1	1.00
予防 給付サ ービス	介護予防支援事業者	10	10	-	1.00
	介護予防サービス事業者	151	149	2	1.01
	介護予防訪問介護	35	35	-	1.00
	介護予防訪問入浴介護	7	7	-	1.00
	介護予防訪問看護（みなし指定除く）	8	9	▲1	0.89
	介護予防訪問リハビリテーション（みなし指定除く）	3	3	-	1.00
	介護予防居宅療養管理指導（みなし指定除く）	2	2	-	1.00
	介護予防通所介護	38	35	3	1.09
	介護予防通所リハビリテーション	8	8	-	1.00
	介護予防短期入所生活介護	16	15	1	1.07
	介護予防短期入所療養介護	9	9	-	1.00
	介護予防特定施設入所者生活介護	2	1	1	2.00
	介護予防福祉用具貸与	11	12	▲1	0.92
	特定介護予防福祉用具販売	12	13	▲1	0.92
小 計	161	159	2	1.01	
合 計	375	372	3	1.01	

■施設サービスの状況 () は入所定員

	28.4.1現在	27.4.1現在	増 減	対前年比
介護老人福祉施設	14施設(868床)	13施設(868床)	1(0)	1.08(1.00)
介護老人保健施設	9施設(716床)	9施設(716床)	0(0)	1.00(1.00)
介護療養型医療施設	0施設(0床)	0施設(0床)	0(0)	
合 計	23施設(1,584床)	22施設(1,584床)	1(0)	1.05(1.00)

※ 介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数（ショートステイベッド数は特定されていない。）

4 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 9施設
- ・居宅サービス事業所 15事業所
- ・介護予防居宅サービス事業所 13事業所

5 老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・特別養護老人ホーム 7施設
- ・軽費老人ホーム 1施設

6 介護保険業務技術的助言（地域支援事業を含む）

(根拠) 介護保険法第5条第2項、第197条第1項、地方自治法第245条の4第1項

- ・実施市町村 2町1村

V-5) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

V-5) -ア 障がい者の地域生活移行の促進

1 県南障がい保健福祉圏域計画の推進

(根拠) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第89条

福島県障がい福祉計画（第4期：平成27年～平成29年度）は、「ともに生きる社会」を実現することを主眼として集約した各圏域ごとの計画が盛り込まれており、障がい者を取り巻く現状やニーズ等に沿って設定した数値目標を踏まえ、サービス提供基盤の整備推進などに努めました。

2 県南地域生活移行圏域連絡会の設置

(根拠) 福島県自立支援協議会地域生活支援部会設置要綱

県南地域生活移行圏域連絡会設置要綱

福島県自立支援協議会地域生活支援部会の下部組織として位置づけられており、各地域自立支援協議会等の活動状況などの情報共有や意見交換などを実施しました。

■ 構成員

- ・事業者関係・地域自立支援協議会・行政関係
- ・相談支援アドバイザー

計 37人

■ 地域生活移行圏域連絡会の開催

開催日・場所	主な内容
平成28年3月10日 県南保健福祉事務所 会議室	1 地域自立支援協議会等の活動報告等について 2 地域生活拠点等の整備について 3 障害者差別解消法について

3 精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修実施要領

精神障がい者の地域生活移行についての理解を促進するため、関係者を対象に基礎研修を実施しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成27年11月15日 太陽の国管理センター 一 会議室	講演「精神障がい者を地域で支えるために～接 し方・話し方について～」 講師 県立矢吹病院 専門看護技師 濱尾 早苗 氏	障害者サービ ス事業所職員 相談支援専門 員 一般市民等	76人

4 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会

(根拠) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会設置要綱

精神障がい者の地域移行及び地域定着を図る上での課題把握と解決策の検討を行
う検討会等へ参加しました。

検討会 3回

精神障がい者地域移行・地域定着全体会 2回

福島県官民協働で進める精神障がい者地域移行促進研修会 1回

V-5) -I-1 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等

(根拠) 精神保健福祉法第22条～第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による
診察、入院措置等を実施しました。

■精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況

単位：件

申請 一般人 (22条)	通 報				精神病 院管理 者の届 出 (26条の2)	移送 (34条)	合 計	診察 不要	診 察		要 措置
	警察 官 (23条)	検 察 官 (24条)	保護観 察所の 長 (25条)	矯正 施設の 長 (26条)					1 次	2 次	
0	22	2	0	4	0	(7)	28	7	21	5	3

■措置入院患者の状況

単位：人

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
0	4	3	0	1

■医療保護入院患者の状況

入院届件数 (33条)	退院届件数
133	143

2 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神科病院実地指導要領

精神科病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導及び実地審査を
実施しました。

- ・実地指導：2病院（一般）1病院（特別）
- ・実地審査：措置入院1人 医療保護入院9人

V-5) -I-2 在宅福祉サービスの充実

1 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援(以下の(1)～(3)の事業)を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1/2
- ・補助額 116,934千円

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(2) 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

2 特別障害者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

- ・支給総額 21,025千円

■特別障害者手当等受給者数 平成28年3月31日現在 単位：人

市町村	特別障害者手当受給者数	障害児福祉手当受給者数	福祉手当(経過措置)受給者数	計
白河市(参考)	37	19	1	60
西郷村	3	10	0	13
泉崎村	6	2	1	9
中島村	4	2	0	6
矢吹町	8	6	1	15
棚倉町	5	5	1	11
矢祭町	6	1	0	7
塙町	4	5	1	9
鮫川村	7	1	0	8
計	44	32	4	80
27年度月額	@26,620円	@14,480円	@14,140円	

3 自立支援給付費負担金関係事業

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的に市町村が障害者自立支援法第92条に基づき支弁する費用に対して負担金を交付しました。

(1) 障害福祉サービス費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者及び障がい児が障害福祉サービスを受けた場合、市町村が支弁する介護給付費等に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 497,334 千円

(2) 相談支援給付費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 8,816 千円

(3) 自立支援医療(更生医療)

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 8市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 20,530 千円

(4) 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、計画相談支援給付事業に対して負担金を交付しました。した。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 4,419 千円

(5) 補装具費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、身体障がい者のための補装具費給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 8,919 千円

(6) 高額障害福祉サービス等給付費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障害者及び障がい児が負担限度額を超え障害福祉サービスを受けた場合に市町村が支弁する費用等に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 2市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 41 千円

(7) 自立支援医療(育成医療)

(根拠) 障害者自立支援法第58条

身体に障害のある児童等が放置することで障害を残すと認められ手術により確実な治療効果が期待できる場合に医療を給付した場合に市町村が支弁する費用等に対して負担金を交付しました。(公衆衛生費)

- ・実施市町村 6市町村

- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 973 千円

(8) やむを得ない事由による措置給付費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障害者及び障がい児がやむを得ない事由による措置給付費を受けた場合に市町村が支弁する費用等に対して負担金を交付する制度。(平成 27 年度は実績なし)

- ・実施市町村 0 市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 0 千円

4 福島県地域生活支援事業費補助金

障害者自立支援法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に支援を実施することにより障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする事業を実施した市町村に対して補助金を交付しました。

(1) 意思疎通支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 6 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 93 千円

(2) 日常生活用具給付等事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 7,735 千円

■日常生活用具給付状況

区 分	件数	区 分	件数
特殊寝台	3	酸素ボンベ運搬車	1
特殊マット	0	盲人用体温計(音声式)	2
特殊尿器	0	盲人用体重計	0
入浴担架	0	盲人用血圧計	0
体位変換器	0	パルスオキシメーター	1
移動用リフト	0	携帯用会話補助装置	0
移動・移乗支援用具	0	情報・通信支援用具	0
入浴椅子	0	点字ディスプレイ	0
訓練いす(児のみ)	0	点字器	0
訓練用ベット(児のみ)	0	点字タイプライター	0
入浴補助用具	7	視覚障害者用ポータブルレコーダー	1
便器	0	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	1

T字状・棒状のつえ	1	視覚障害者用拡大読書器	2
歩行支援用具	5	盲人用時計	3
頭部保護帽	5	聴覚障害者用通信装置	2
特殊便器	0	聴覚障害者用情報受信装置	1
火災報知器	0	人工咽頭	8
自動消火器	0	福祉電話（貸与）	0
電磁調理器	0	ファックス（貸与）	1
歩行時間延長信号機用小型送信	0	視覚障害者用ワードプロセッ	0
聴覚障害者用屋内信号装置	3	点字図書	1
透析液加湿器	0	地デジラジオ	0
ネブライザー（吸引器）	3	ストーマ装具	2,367
電気式たん吸引器	5	紙おむつ等	32
屋内出入口拡張工事	0	収尿器	6
手すり	1	ユニットバス洗面化粧台	1
		居宅生活動作補助用具	1
		計	2,465

（３）移動支援事業

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1／4
- ・補助額 3,364千円

（４）地域活動支援センター機能強化事業

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターについて市町村が行う機能強化事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1／4
- ・補助額 1,732千円

（５）その他の事業

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村の判断により、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むために行った事業、期間相談支援センター等強化事業及び障害程度区分認定等事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1／4
- ・補助額 6,747千円

V-5) -I-3 総合療育体制の推進

1 障がい児（者）地域療育等支援事業

（根拠）福島県障がい児（者）地域療育等支援事業実施要綱

障がい児（者）専門相談支援事業として相談支援アドバイザーを配置し、市町村

の相談支援体制整備等を支援するとともに、障がい児等療育支援事業として療育の専門家を保護者や関係機関へ訪問させる等により、専門的な療育相談を実施しました。

- ・受託施設名 2施設（相談支援アドバイザー各1名）
 - 白河市・西白河郡担当 白河こひつじ学園（西郷村）
 - 東白川郡担当 はなわ育成園（埴町）
- ・委託料 5,933千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託施設名	障がい児(者)専門 相談支援事業		障がい児療育支援事業		
	市町村の相談支援体制への助言・指導	専門性が求められる相談への直接支援	訪問支援	外来支援	療育機関支援
白河こひつじ学園	132	8	28	0	2
はなわ育成園	93	48	11	17	2

2 発達障がい地域支援マネージャー事業

(根拠) 発達障がい地域支援マネージャー事業実施要綱

発達障がい児等の地域生活を支えるため、県発達障がい支援センターの専門的な相談支援をもとに市町村や関係機関と連携を図りながら、発達障がい児等が利用できる支援機関のコーディネートなどの支援を実施しました。

- ・受託法人名 社会福祉法人牧人会（西郷村）
- ・委託料 546千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託法人	センター・医療機関との連携	事業所への支援	市町村等における発達障がい児(者)の支援体制の整備
牧人会	34	16	15

V-6) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援

1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次いで住居問題、子どもの問題が多くなっています。

- ・女性相談員兼母子・父子自立支援員 1人
- ・女性相談受付件数 333件 (参照資料編 表29,30)

2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けて助言・指導を行うとともに、一時保護の委託、保護命令申立の支援等を行いました。

また、女性のための相談支援センターが主催する女性相談に関する研修などへ参加することにより、DVに関する各種法制度の知識の取得、相談対応技法の習得、実務的能力の向上を通して、DV被害者との相談対応能力の強化に努めました。

(参照資料編 表 31)

V-7) 生活支援の充実

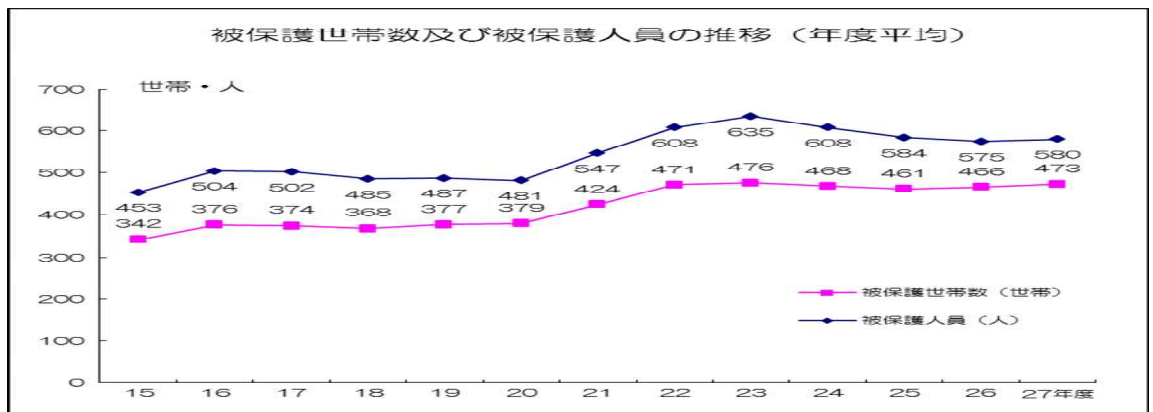
1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助（生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）を実施しました。

平成27年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

(1) 生活保護の実施状況



■ 被保護世帯数及び被保護人員の推移 (平均値)

区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
21年度	424世帯	547人	6.4‰
22年度	471世帯	608人	7.1‰
23年度	476世帯	635人	7.5‰
24年度	468世帯	608人	7.3‰
25年度	461世帯	584人	7.0‰
26年度	466世帯	575人	7.0‰
27年度	473世帯	580人	7.1‰

(出典：福祉行政報告例)

保護率(‰:パーミル・千分率) = 被保護人員 ÷ 管内人口

平成27年度平均の被保護世帯数は473世帯、被保護人員は580人であり保護率は7.1‰となっています。

生活保護の推移を見ると、高齢化の進行や長期にわたる景気の低迷を背景として保護率は緩やかに上昇してきたところであり、特に、平成20年の世界的な金融危機(リーマンショック)後は急激に増加しました。しかし、平成25年度以降は復興関連の求人が増えたことなどから、保護率はほぼ前年と横ばい傾向になっています。

(参照資料編 表 32)

(2) 町村別、扶助別被保護世帯の状況

■ 町村別被保護世帯数(平均値)

単位：世帯

西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村	合計
79	28	8	135	94	35	76	16	471

(出典：福祉行政報告例)

平成27年度における被保護世帯の町村別内訳では全471世帯中、矢吹町が135世帯で最も多く、次いで棚倉町が94世帯、西郷村が79世帯、埴町が76世帯となっています。(参照資料編 表33)

■ 扶助別被保護世帯数(平均値)

単位：世帯

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他	合計
21年度	349	238	22	64	375	10	1,059
22年度	389	268	22	79	424	15	1,197
23年度	405	273	24	86	433	16	1,237
24年度	386	266	20	86	432	15	1,205
25年度	375	253	17	84	429	12	1,170
26年度	379	258	16	89	441	9	1,192
27年度	377	248	14	102	447	5	1,194

(出典：福祉行政報告例)

平成27年度における被保護世帯の扶助別内訳では、全471世帯中、医療扶助は94.9%にあたる447世帯が対象となっており、次いで生活扶助が377世帯、住宅扶助が248世帯となっています。

これら3つの扶助は大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。(参照資料編 表33)

(3) 生活保護の開始・廃止状況

■ 保護申請、開始及び廃止件数

単位：件

区分	申請	開始	廃止
21年度	130	106	54
22年度	108	85	49
23年度	86	62	82
24年度	87	70	87
25年度	104	65	47
26年度	88	41	48
27年度	81	69	60

(出典：保護申請・開始・廃止処理システムデータ)

平成27年度における生活保護の申請件数は81件でした。また、年度内の開始は69件、廃止は60件となっています。

■生活保護開始の主たる要因

単位：世帯

区 分	世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	働きによる 収入減少喪失	仕送りの 減少・喪失	手持現金貯金 の減少・喪失	そ の 他	合 計
21年度	36	0	12	5	44	9	106
22年度	21	1	8	9	36	10	85
23年度	11	1	9	3	21	17	62
24年度	22	0	3	5	28	12	70
25年度	13	2	5	4	29	12	65
26年度	10	2	3	3	21	2	41
27年度	15	1	5	8	29	11	69

(出典：保護申請処理システムデータ)

平成27年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金貯金の減少・喪失が29世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が15世帯となっています。

(参照資料編 表34)

■生活保護廃止の主たる要因

単位：世帯

区 分	死 亡 失 踪	働きによる 収入増加	社会保障給付 金の増加	仕送り金等の 増加	施設入所	そ の 他	合 計
21年度	25	1	7	0	0	21	54
22年度	18	5	1	0	1	24	49
23年度	23	7	5	0	1	46	82
24年度	27	15	7	0	3	35	87
25年度	18	8	3	0	1	17	47
26年度	26	5	1	1	1	14	48
27年度	22	11	2	0	3	22	60

(出典：保護廃止システムデータ)

平成27年度における生活保護廃止の主たる要因は、死亡とその他(他管内への転出等)が22世帯で最も多くなっています。

(参照資料編 表35)

(4) 医療扶助人員の状況

■入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位：人(延人員)

区 分	総医療 扶助人員	入 院			入 院 外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
21年度	5,445	341	343	684	286	4,475	4,761
22年度	6,161	279	327	606	244	5,311	5,555
23年度	6,484	272	362	634	317	5,533	5,850
24年度	6,483	252	388	640	318	5,525	5,843
25年度	6,354	262	647	909	357	5,088	5,445
26年度	6,405	254	805	1,059	325	5,021	5,346
27年度	6,481	246	604	850	304	5,327	5,631

(出典：福祉行政報告例)

平成27年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延850人、入院外が延5,631人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院・入院外ともに大半が他の扶助との併給となっています。

(参照資料編 表36)

(5) 生活保護施設の利用状況

■生活保護施設別利用者数

単位：人

区 分	救 護 施 設					矢吹授産場（法別利用内訳）	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
2 1 年度末	20	16	4	1	41	14	6
2 2 年度末	21	16	4	1	42	16	6
2 3 年度末	21	16	4	1	42	15	7
2 4 年度末	20	19	4	1	44	15	7
2 5 年度末	21	19	4	1	45	13	8
2 6 年度末	21	22	4	1	48	13	7
2 7 年度末	22	23	4	1	50	13	6

（出典：施設事務費支給台帳等）

平成 2 7 年度末における生活保護施設の利用状況は、救護施設では入所者数が前年度末より増加し 5 0 人となっています。

矢吹授産場では、生活保護受給者が 1 3 人、みなし保護が 6 人となっています。

（参照資料編 表 37）

(6) 被保護世帯の世帯類型

■被保護世帯の世帯類型別内訳

単位：世帯

区 分	被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
2 2 年 3 月分	449	201	19	84	72	73
2 3 年 3 月分	486	210	22	91	81	82
2 4 年 3 月分	467	204	18	76	111	58
2 5 年 3 月分	457	211	20	71	70	85
2 6 年 3 月分	470	235	19	71	76	69
2 7 年 3 月分	458	239	15	68	76	60
2 8 年 3 月分	473	256	12	71	76	58

*保護停止中の世帯を除く

（出典：福祉行政報告）

平成 2 8 年 3 月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が 2 5 6 世帯で最も多く、次いで傷病者世帯は 7 6 世帯、障がい者世帯が 7 1 世帯、その他の世帯が 5 3 世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の半数を占めています。

（参照資料編 表 38）

(7) 被保護世帯の就労状況

■被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位：世帯

区 分		単身世帯	2人以上の世帯	合 計
2 2 年 3 月分	働いている者がいる世帯	47	32	79
	働いている者のいない世帯	316	54	370
2 3 年 3 月分	働いている者がいる世帯	48	42	90
	働いている者のいない世帯	345	51	396
2 4 年 3 月分	働いている者がいる世帯	43	36	79
	働いている者のいない世帯	337	51	388
2 5 年 3 月分	働いている者がいる世帯	48	34	82
	働いている者のいない世帯	321	54	375
2 6 年 3 月分	働いている者がいる世帯	49	26	75
	働いている者のいない世帯	342	53	395

27年3月分	働いている者がいる世帯	54	24	78
	働いている者のいない世帯	332	48	380
28年3月分	働いている者がいる世帯	59	25	84
	働いている者のいない世帯	340	49	389

(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成28年3月で見ると、単身世帯が399世帯、2人以上の世帯が74世帯となっており、単身世帯が全体の概ね8割を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計84世帯、働いている者のいない世帯が計389世帯となっており、就労している者のいない世帯が全体の概ね8割を占めています。(参照資料編 表39)

(8) 保護費の推移

■保護費の扶助別支出内訳 上段は構成比、単位：％ 下段は支出額、単位：千円

区分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合計
21年度	28.1	6.7	49.2	3.2	12.8	100
	236,149	56,732	414,099	26,394	107,415	840,789
22年度	29.2	7.1	48.3	3.5	11.9	100
	266,270	65,247	440,867	31,898	108,603	912,885
23年度	29.7	7.4	46.2	3.9	12.8	100
	273,556	67,903	424,486	36,370	117,441	919,756
24年度	29.3	7.0	46.5	3.6	13.6	100
	262,292	62,326	415,264	32,069	121,845	893,796
25年度	28.7	7.1	47.1	3.3	13.8	100
	248,385	61,692	407,768	28,208	119,924	865,977
26年度	27.7	6.9	48.8	3.0	13.6	100
	253,385	62,866	446,666	27,989	124,426	915,332
27年度	25.7	6.8	49.5	3.5	14.5	100
	241,837	63,712	465,748	32,026	136,760	940,083

(出典：生活保護費経理状況調)

平成27年度において当所管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含めて940,083千円となり、前年を24,751千円上回りました。扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が465,748千円で全体の49.5%を占め、次いで生活扶助費が241,837千円、施設事務費が136,760千円、住宅扶助費が63,712千円となっています。

(参照資料編 表40)

(9) 自立支援プログラムの実施状況

平成27年度において、就労支援員を2名配置しケースワーカー並びにハローワークとの連携により、稼働能力のある被保護者に対する就労支援に取り組みましたが、その実施状況は次のとおりとなっています。

■福島県生活保護就労自立促進事業

支援人数 75人

就労開始人数 延べ32人

・うち就労開始に伴う廃止世帯10世帯(※保護辞退を含む)

■福島県長期入院患者退院促進事業

退院人数 2人

(10) 生活困窮者自立促進事業の実施状況

平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、県は厚生労働省の支援の下、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることになりました。

県は県社会福祉協議会に委託し、その実施機関として県中・県南地区は「県中・県南生活自立サポートセンター（鏡石町）」が運営を開始しましたが、平成27年度の実施状況は次のとおりです。

■ 自立相談支援事業

相談等支援件数 177件（年間）

■ 住宅確保給付金事業

相談件数 2件

給付件数 0件

なお、平成28年4月から生活保護受給者及び生活困窮者世帯の子どもの貧困の連鎖の防止及び解消を図るため、「福島県子どもの学習支援事業」が始まります。その事業内容は上記世帯の中学生及び高校生等に対し、高校進学支援及び高校中退防止等の各種支援を行うことにより、世帯の自立促進を図るものです。

VI 誰もが安全で安心できる生活の確保

VI-1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

1 おもいやり駐車場利用制度推進事業

(根拠) おもいやり駐車場利用制度実施要綱

スーパー、病院、公共施設などには、歩行が困難な「障がい者、高齢者、妊産婦などが車を停めるためのスペース（車いすマークのある駐車場）が設置されていますが、このスペースを必要としない方々の心ない利用により、「必要としている方が必要としている時に」利用できない場合が多くあります。

この「おもいやり駐車場利用制度」は、福島県がおもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場で利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ることを目的として、平成21年7月1日から実施しています。

ア 利用証交付数(平成28年3月31日現在)

県南 2,417件

イ 利用制度協力施設(平成28年3月31日現在)

県南 53施設

2 「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表41)

VI-2) 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上

1 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

(1) 生活衛生関係営業施設の衛生指導

業種によっては施設数が多く、年1回の定期的な監視が困難なため、平成27年度監視指導計画に基づき、効果的かつ計画的に立入検査を行いました。監視に際し

ては、衛生管理体制の向上や健康被害の未然防止の観点から、営業者等に対し必要な指導助言等を行いました。（参照資料編 表 42）

■市町村別生活衛生関係営業施設数

平成 28 年 3 月 31 日現在

市 町 村	旅 館 業				興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合 計
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次所	
白 河 市	7	26	4		4		16	95	141	12	32	337
西 郷 村	8	15	5				11	23	26	2	4	94
泉 崎 村	1	2	1		1		1	6	8		2	22
中 島 村			1				1	7	6	1	1	17
矢 吹 町	2	8	2	1	1		7	27	40	2	11	101
小 計	18	51	13	1	6	0	36	158	221	17	50	571
棚 倉 町	4	12	2		1		7	26	39	2	11	104
矢 祭 町		4	5				1	7	11	1	3	32
埴 町	1	9	1				2	15	22	4	7	61
鮫 川 村		2	10				3	6	4		2	28
小 計	5	27	19	0	1	0	13	54	76	7	23	225
合 計	23	78	32	1	7	0	49	212	297	24	73	796

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

	公的泊施設	民間企業保養所	ホテル	ビジネスホテル	モーテル類似施設	観光旅館	普通旅館又は簡易宿所	ペンション	山小屋バンガロー	農林漁業体験民宿	その他	総数
ホテル営業	2	1	9	10							1	23
旅館営業	2	3	1	2	18	4	46	1			1	78
簡易宿所営業	(通年)	1					9	1	2	12		25
	(季節)						2		5			7

イ 興行場の内訳

スポーツ施設等	公会堂・市民会館等	総数
2	5	7

ウ 公衆浴場の内訳

普通公衆浴場	むし風呂	サウナ風呂	老人福祉センター	デイサービス	ヘルスセンター等	旅館	温泉	その他	総数
0	2	0	4	1	11	12	2	17	49

エ クリーニング所の内訳

一般	特定洗濯物取扱施設(再掲)	リネン(再掲)	パーク使用施設	エタン使用施設	取次所	総数
24	2	2	0	0	73	97

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理 容 所			美 容 所			ク リ ー ニ ン グ 所		
理容師数	その他	小 計	美容師数	その他	小 計	クリーニング師数	その他	小 計
417	4	421	483	8	491	33	257	290

(2) 生活衛生関係その他の施設

平成 28 年 3 月 31 日現在

市町村	火葬場	墓地・ 納骨堂	特定建 築物	建築物 環境衛 生登録 業	コイ ンラ ンド リー	無店舗 取次店	一般プ ール	温 泉		合 計
								源泉	利用 施設	
白 河 市	注		25	6	15	1	7	7	4	65
西 郷 村		59	8		1		1	29	18	116
泉 崎 村		10		1			1	3	1	16
中 島 村		14			2			1	2	19
矢 吹 町	1	49	6		4		1	8	9	78
小 計	1	132	38	7	22	1	10	48	34	293
棚 倉 町	1	92	4		3		1	2	3	106
矢 祭 町		69	1		1		1	3	2	77
塙 町		89	1	2	1		1	10	6	110
鮫 川 村		48					1	5	2	57
小 計	1	298	6	2	6		4	20	13	350
合 計	2	430	45	9	28	1	14	68	47	644

注) 平成 23 年 4 月 1 日より白河市に権限移譲

ア 火葬場等施設の内訳（白河市を除く）

火 葬 場			墓 地					納 骨 堂		
公 営	その他	小 計	公 営	法 人	共 同	個 人	小 計	公 営	法 人	小 計
2		2	296	81	30	20	427		3	3

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事務所	専ら事務 所（再掲）	学 校	旅 館	その他	計
特定建築物数	(4) 4	15	(5) 6	1	(2) 2	(1) 11	(1) 7	(13) 45
管理技術者選任数	4	15	6	1	2	11	7	45

() 内は公用公共施設数

ウ 建築物環境衛生に係る登録業者の内訳

建築物 清掃業	空気環 境測定 業	空調ダ クト清 掃業	飲料水 水質検 査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	総合管 理業	計
1				7	1				9

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
11	3	14

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管理指導を行いました。

レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに、清掃及び塩素消毒の徹底等について指導し、改善対策実施後の確認のために自主検査の実施を指導しました。検査の結果全ての施設において基準値以下となったことを確認しました。

■レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数 (検体数)	検査結果		備考 (基準値)
	不検出	検出	
11(15)	10	5	10CFU/100ml 未満

(2) 理容所美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容所美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき消毒方法について適切な指導、啓発を行いました。

陽性となった施設に対しては、再度立入検査を行い、検出された原因等を確認しながら、最も適切な消毒方法を指導しました。

■フードスタンプ検査結果

	理 容 所				美 容 所			
	検査施設数	ブドウ球菌検出数	一般細菌検出数	いずれも不検出	検査施設数	ブドウ球菌検出数	一般細菌検出数	いずれも不検出
はさみ	15	4	4	9	15	3	5	8
くし	14	5	3	9	14	1	5	10
カミソリ	13	2	5	8	7	0	1	6
バリカン刃	1	0	0	1	-	-	-	-
スキバサミ	-	-	-	-	3	1	2	1

3 家庭用品安全対策試買検査事業

(根拠) 家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、家庭用洗剤等の家庭用品について試買検査を実施しました。検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

■家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のもの)	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のものを除く)	水酸化カリウム 又は水酸化ナトリウム	計
検体数	5	4	2	11
不適数	0	0	0	0

4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談事業

住民からの害虫等の同定、駆除に関する相談に応じるとともに、内容によっては現地確認又は専門業者の紹介を行いました。

■ねずみ・衛生害虫の相談状況

	アタマジラミ	ハチ	ダニ	その他	合計
苦情・相談数	1	8	0	11	20
被害者数	19	1	0	2	22

5 衛生講習会の事業

営業者の衛生管理意識の向上を図るため、関係組合等からの依頼に対して職員を派遣し衛生講習を実施しました。今回は、理容業の消毒講習会が主でしたが、適正な消毒方法を再認識してもらうことにより、利用者へ衛生的環境の確保に努めました。

■衛生講習会実施状況

区 分	主 催 者	回 数	受講者数 (人)
理容師衛生消毒講習会 (東白川)	理容組合東白川支部	1	16
理容師衛生消毒講習会 (矢吹)	理容組合矢吹支部	1	17
理容師衛生消毒講習会 (白河)	理容組合白河支部	1	37
計		3	70

6 温泉保護対策事業

(根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

源泉及び温泉を公共の浴用等に利用している施設に対して監視指導を行い、温泉の適正利用及び利用施設の衛生状況の確認・指導等を実施しました。

■温泉源泉数及び監視指導状況

平成 28 年 3 月 31 日現在

利用源泉		未利用源泉		総源泉数	総湧出量(1/分)		監視指導 実源泉数
自 噴	動力装置	自 噴	動力装置		自噴	動力	
8	25	6	29	68	380	4,664	19

■温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設数		合計	監視指導 実施施設数
浴 用	飲 用		
46	2 (※1)	47	42

※浴用施設の中の再掲

VI-3) 安全な水の安定的な供給

1 水道施設等の整備に関する指導事業

(根拠) 水道法

平成 26 年度末現在の管内の水道普及率は 93.4%と県平均 90.0%よりわずかに高くなっていますが、ここ 5 年間での水道普及率は、ほぼ横ばい傾向です。

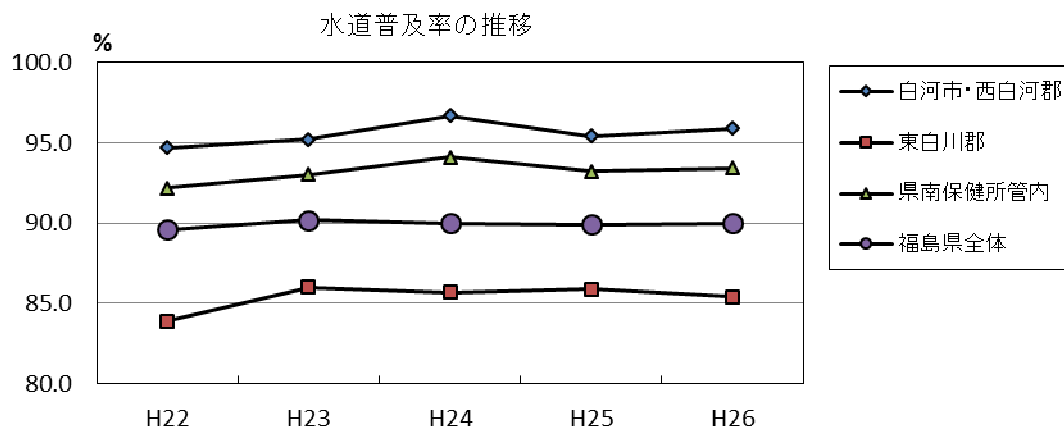
安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者に対する指導助言を実施しました。

■市町村別水道普及状況

(H27.3.31 現在)

市町村	行政区域 内総人口	給水人口	水道普及率 (%)	年度末水道普及率 (%)			
				25 年度	24 年度	23 年度	22 年度
白河市	62,453	60,749	96.8%	96.8	96.7	96.9	96.6
西郷村	19,738	19,477	98.7%	97.4	98.8	98.4	96.6
泉崎村	6,528	5,493	84.1%	84.2	84.5	84.3	84.2
中島村	5,033	4,758	94.5%	96.0	93.9	94.0	93.4
矢吹町	17,880	16,685	93.3%	92.7	99.3	90.1	90.2
小 計	112,632	106,892	95.9%	95.4	96.7	95.2	94.7

棚倉町	14,386	14,008	97.4%	95.4	97.5	97.5	97.7
矢祭町	5,930	5,193	87.6%	90.1	90.2	93.5	90.5
塙町	9,228	7,303	79.1%	79.2	79.4	79.5	78.5
鮫川村	3,619	1,848	51.1%	50.1	48.5	46.1	34.5
小計	33,163	28,352	85.4%	85.9	85.7	86.0	83.9
合計	144,795	135,244	93.4%	93.2	94.1	93.0	92.2
福島県	1,926,961	1,734,145	90.0%	89.9	90.0	90.2	89.6



2 水道施設等の衛生指導事業（放射性物質のモニタリング検査）

飲料水の放射性物質のモニタリング検査として、水道水の放射性物質検査の支援を実施したほか、市町村を經由し飲用井戸の所有者から依頼のあった飲用井戸水の放射性物質検査を行い、飲料水の安全確保に努めました。

実施件数

水道水 1005 件

飲用井戸 4 件

検査結果 すべてND（検出限界 1Bq/kg）

VI-4) 食品等の安全性の確保

「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」及び「ふくしま食の安全安心対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成27年度食品衛生監視指導計画」に基づいて製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、加工食品等の放射性物質検査を実施し、食品の安全確保に努めました。

さらに、食品関係事業者や消費者を対象とした衛生講習会、小中学校の児童・生徒を対象とした食の安全教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

1 食品営業許可施設等の監視指導事業

（根拠）食品衛生法

（1）食品営業施設の許可状況

平成27年度末現在の食品営業許可施設数は3,206施設で、このうち飲食店営業が1,555施設と全体の約49%を占めており、次いで乳類販売業、喫茶店営業の順

となっています。

また、営業許可を要しない施設数は 3,512 施設で、このうち菓子販売業が 1,590 施設と全体の約 45% を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順となっています。(参照資料編 表 44, 45)

(2) 食品関係施設の監視・指導状況

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対する定期的な立入検査を行って衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導しました。

平成 27 年度における監視指導総数は 2,697 件で、その内許可施設の延べ監視件数は 2,058 件、許可を要しない施設の延べ監視件数は 639 件となっています。

(参照資料編 表 44, 45)

また、卸売市場について施設の拭き取り検査やフードスタンプによる細菌検査を行い、その検査結果に基づいて施設の衛生管理を指導しました。

■ 拭き取り検査

施設	回数	検体数	備考
卸売市場(魚介類せり売業)	2	10	腸炎ビブリオ最確数・大腸菌群・黄色ブドウ球菌

2 食品の安全対策事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品等の収去検査等

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等の収去検査及び買上検査を行い、その結果に基づいて衛生管理等を指導しました。

(参照資料編 表 46)

■ 食品別収去検査状況

食品種別	総検体数	一般収去	放射性物質収去	安全対策収去
魚介類	7	4		3
冷凍食品	7	5	2	
魚介類加工品	13		13	
乳類・肉卵類・その加工品	65	9	53	3
アイスクリーム類・氷菓	4	4		
穀類・その加工品	50	10	36	4
野菜果物・その加工品	534	28	488	18
菓子類	184	17	167	
清涼飲料水	11	8	3	
その他の食品	51	40	10	1
合計	926	125	772	29
検査目的		病原性微生物・食品の成分規格・食品添加物等	放射性物質	残留農薬・貝毒・抗生物質等

■ 食品安全対策買上検査

食品種別	買上検体数	検査目的
魚介類	1	動物用医薬品
合計	1	

(2) 食品衛生思想の普及啓発

ア 衛生教育

食品関係業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理意識の向上や食中毒防止に関する衛生教育を行うとともに、食品業者等からの依頼に対しては、講師を派遣して衛生講習会（出前講座）を実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めました。

また、小中学校の児童・生徒を対象に食の安全教室を開催し、手洗い実習等の体験学習を通じて幼少期からの食中毒予防の普及啓発に努めました。

衛生教育の実施状況は、講習会を86回開催し、受講者は2,369名でした。このうち出前講座は28回、受講者は839名でした。

■衛生教育講習実施状況 単位：回又は人

区 分	実施回数	受講者数
食品関係業者等講習会	37	731
食品衛生責任者養成講習会	4	139
食品衛生責任者再教育講習会	17	125
集団給食施設関係者講習会	4	155
消費者等食品衛生講習会	2	21
小中学校の食の安全教室	22	1,198
計	86	2,369

■出前講座（再掲）

区 分	実施回数	受講者数
食品関係業者等	26	818
消費者等	2	21
計	28	839

イ 食品衛生月間事業

食品衛生月間（8月）には、管内の大型量販店の店頭で消費者等に食品衛生に関するチラシ等を配布し、食品衛生思想の普及啓発を行いました。

また、子供たちに「食の安全・安心」についての関心と理解を深めてもらうため、「食の安全教室夏期講座」を開催しました。

■街頭キャンペーン

月 日	場 所	参 加 者
8月6日	ベイシア白河モール店	県南食品衛生協会等 6名、保健所3名
8月7日	ヨークベニマル棚倉店	県南食品衛生協会等 7名、保健所3名

■食の安全教室夏期講座

月 日	場 所	参 加 者
8月5日	春雪さぶーる株式会社 サガミハム白河工場 (白河市白坂牛清水105番地)	小学生児童：6名 保護者（引率者）：6名 工場関係者：4名 食品関係団体：1名 行政機関（保健所）：3名

(3) 『食品安全110番』の状況

消費者の食品の安全性に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置し、住民からの苦情、相談等を受け付けると

もに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら対応し、食に対する不安の払拭に努めました。

苦情・相談の件数は0件でした。

(4) 食中毒の発生状況

平成27年度は、管内においては食中毒事件の発生はありませんでした。

■管内の食中毒の発生件数

年 度	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
発生件数	1	2	3	1	0	2

(5) 調理師・製菓衛生師試験

■管内受験者の状況

	受験者数	合格者数	合 格 率
調理師試験	58	45	77.6%
製菓衛生師試験	4	4	100%

VI-5) 人と動物の調和ある共生

「狂犬病予防法」及び「犬による危害の防止に関する条例」に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導並びに放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬・猫の譲渡事業や飼い犬等のしつけ方教室を実施し、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図りました。

1 市町村の畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の支援、指導事業

(根拠) 狂犬病予防法

平成27年度における管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表のとおりです。

■畜犬登録及び狂犬病予防注射実施頭数

平成28年3月31日現在

市町村	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射実施率
白河市	3,825	256	361	2,824	73.8%
西郷村	1,168	92	169	925	79.2%
泉崎村	551	26	59	343	62.3%
中島村	446	22	32	259	58.1%
矢吹町	1,392	78	85	755	54.2%
棚倉町	765	45	88	612	80.0%
矢祭町	422	36	55	371	87.9%
塙 町	589	34	90	444	75.4%
鮫川村	423	20	59	259	61.2%
合 計	9,581	609	998	6,792	70.9%

(参照資料編 表47)

2 犬による危害防止、適正飼養指導事業

(根拠) 犬による危害の防止に関する条例

平成27年度の犬に関する不適正飼養等の苦情処理件数は138件でした。主な内容は、迷い犬・放浪犬・放し飼いなどによるもので、全体の約83%(115件)を占めています。

■犬苦情処理件数

平成28年3月31日現在

区分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野 犬	家畜・田畑等の被害
件数	22	4	58	35	3	0
区分	咬傷等の危険性	臭気・はえ等	啼声	脱糞	その他	計
件数	3	0	4	2	7	138

(参照資料編 表48,49)

3 飼い犬等のしつけ方教室事業

(根拠) 飼い犬等のしつけ方教室実施要領

人と動物の共生に必要な基本的マナーを習得してもらうため、教室受講希望者を対象に、学科講習及び実技講習の2部構成による「飼い犬等のしつけ方教室」を実施しました。

区分	回数	受講者数
学科	3	20名
実技	3	20名

4 動物の譲渡事業

(根拠) 犬及びねこの譲渡要領

動物の命を尊び、いたずらにその命を奪うことがないように、保健所に収容された抑留犬及び引き取り依頼犬・猫の譲渡事業を実施しました。また、譲渡に当たり、動物愛護思想と適正飼養の知識と技術の普及を図りました。

■譲渡の内訳

成犬	30頭
子犬	10頭
成猫	0頭
子猫	4頭

5 小学校への獣医師派遣事業

(根拠) 小学校への獣医師派遣事業実施要領

幼少期から動物を愛護する気風を醸成し、生命尊重や友愛などの情操の涵養を図るため、保健所の獣医師を小学校へ派遣し、動物の飼い方の指導や動物との触れ合い等の体験型授業を実施しました。

■獣医師派遣実施状況

派遣学校数	受講者数	協力者数*
15校	875名	27名

*動物愛護ボランティア12名及び獣医師15名

6 動物取扱業者指導事業

(根拠) 動物の愛護及び管理に関する法律

動物取扱施設等における動物の健康及び安全を保持するとともに、周辺的生活環境の保全を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。

■動物取扱業（第1種）施設監視件数 平成28年3月31日現在

業態	販売	保管	貸出	訓練	展示	計
施設数	13	20	1		2	36
監視数	14	21	1		3	39

主な取扱動物等：＜販売＞犬、猫、ウサギ、ハムスター、インコ、カメ

＜保管＞犬、猫

＜展示＞馬、ポニー、山羊、ウサギ

■動物取扱業（第2種）施設監視件数

業態	譲渡	保管	貸出	訓練	展示	計
施設数	2	1			1	3
監視数	2	1			1	3

VI-6) 健康危機管理体制の強化

VI-6) -ア 災害時医療体制の充実

1 災害時の救急連絡網の作成・配布

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備実施要領

災害が発生した場合に、初動期における医療救護活動が、迅速かつ的確に行われるよう、関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

2 災害時用の医療資機材の保管管理

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル

医療資機材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整備しています。

3 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル

県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等に対し医薬品を提供できる体制を整備しています。

